

尼崎市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

尼崎市

✿ ひと咲き まち咲き あまがさき ✿

目次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 尼崎市の子ども・子育ての現状

- 1 人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 教育・保育施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 地域の子ども・子育て支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 これまでの子育て支援施策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 ニーズ調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 新制度における給付や事業の確保等

- 1 記載する給付・事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容等・・・・・・・・・・ 32
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等・・・・・・・・ 51
- 5 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供や
その推進体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

資料編

- 1 諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2 尼崎市子ども・子育て審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生き育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国は、少子化や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質、量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を成立させています。

新制度は、この子ども・子育て関連 3 法に基づき、消費税率の引き上げによる財源を新たに確保し、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を図るものとなっています。

一方、本市においては、平成 17 年 3 月に策定した、前期の「わいわいキッズプランあまがさき（尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）」以降、「子どもの笑顔が輝くまち あまがさき」を基本理念として、家庭と地域、企業や行政が一体となった取組みを進めています。

今後は、こうした取組みを踏まえつつ、子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進することが必要です。

このため、子ども・子育て関連 3 法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図ることとします。

2 計画策定の経過

本計画は、需給計画という位置づけから、保護者のニーズを踏まえて策定すること、そして、関係者の意見を聞きながら策定することが必要であることから、以下の取組みを経て策定しています。

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に係る基礎資料として、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、平成 25 年 9 月 13 日から同年 10 月 7 日に、就学前児童・小学生の保護者の方を対象にした、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

(2) 尼崎市子ども・子育て審議会での審議

子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け、様々な検討を進めるため、公募市民、学識経験者、市議会議員、児童福祉・学校教育の関係者など29名からなる「尼崎市子ども・子育て審議会」を設置し、本計画の策定について諮問しました。

また、本計画の策定については、尼崎市子ども・子育て審議会の下に、審議会委員の中から、会長の指名を受けた部会委員で構成された「事業計画策定部会」が設置され、よりきめ細かな検討が行われた上で、尼崎市子ども・子育て審議会から答申をいただきました。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する需給計画です。

また同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく、子どもの施策の推進計画のひとつとして位置付けます。

なお、本計画は、尼崎市のまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、本計画の内容は、保健や福祉等の関連する計画と整合を図ることとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。

第 2 章

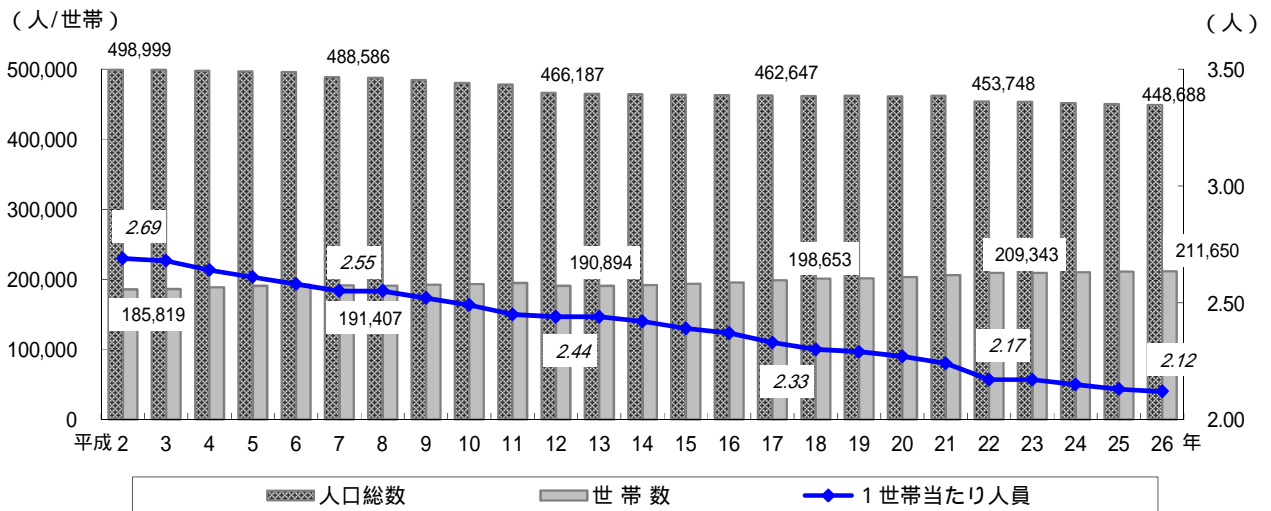
尼崎市の子ども・子育ての現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口・世帯の動向

本市の人口・世帯の推移をみると、人口総数は減少傾向にある一方で、世帯数は増加し、1世帯当りの人員数は減少しています。

人口総数・世帯数の推移

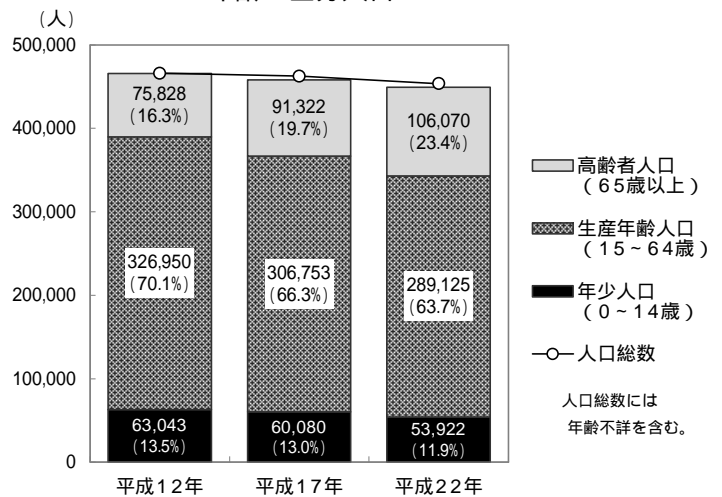


資料：尼崎市統計書（各年1月1日現在・平成2・7・12・17・22年は国勢調査結果で各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口と構成比の推移

人口の推移を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分で見ると、年少人口は減少が続いています。

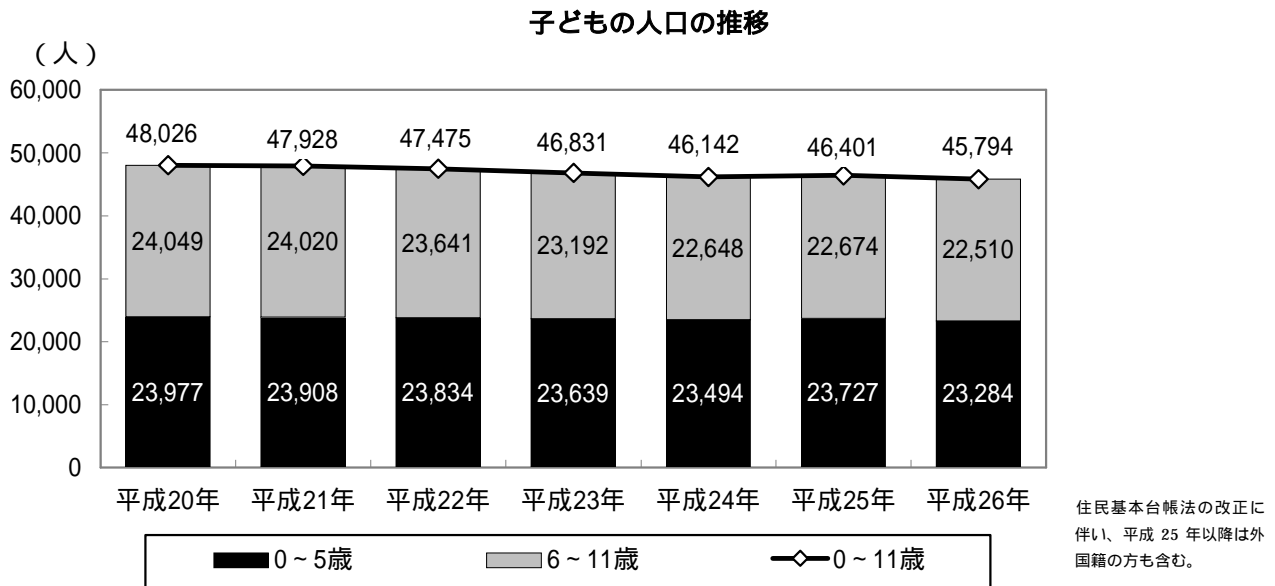
年齢3区分人口



資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 子どもの人口の推移

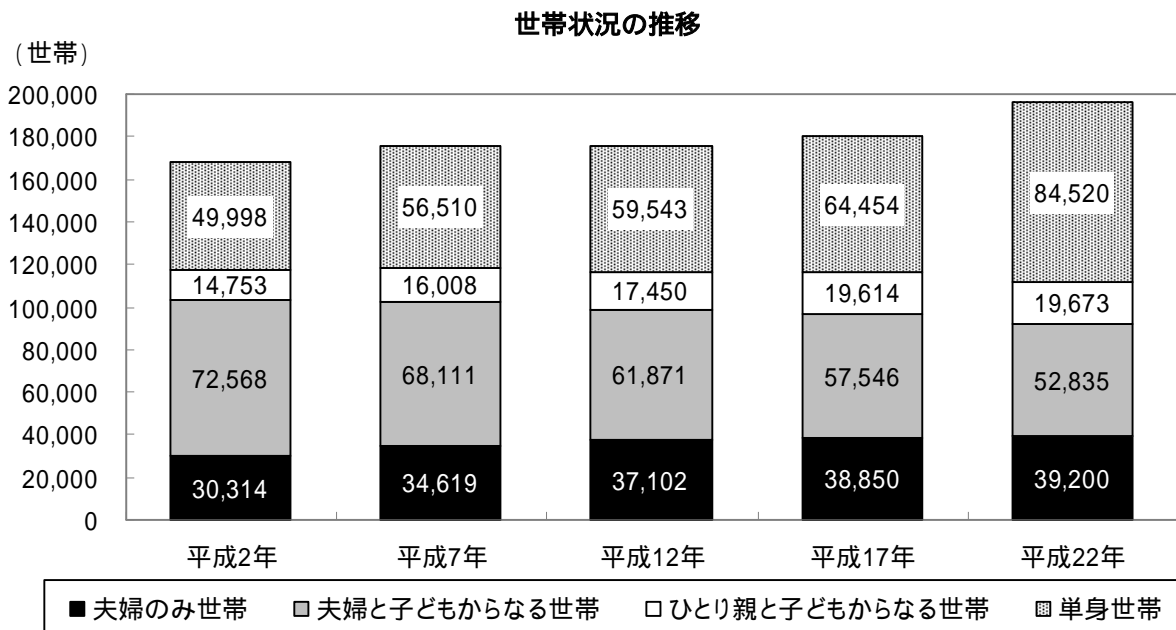
近年の0～11歳人口の推移をみると、減少傾向となっています。内訳を見ると、0～5歳、6～11歳のそれぞれが減少傾向ですが、6～11歳の減少割合がやや大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(4) 世帯の状況

世帯の状況を見ると、単身世帯は大幅に増加、また、夫婦のみ世帯とひとり親と子どもからなる世帯は増加しています。その一方で、夫婦と子どもからなる世帯の割合は、減少傾向となっています。

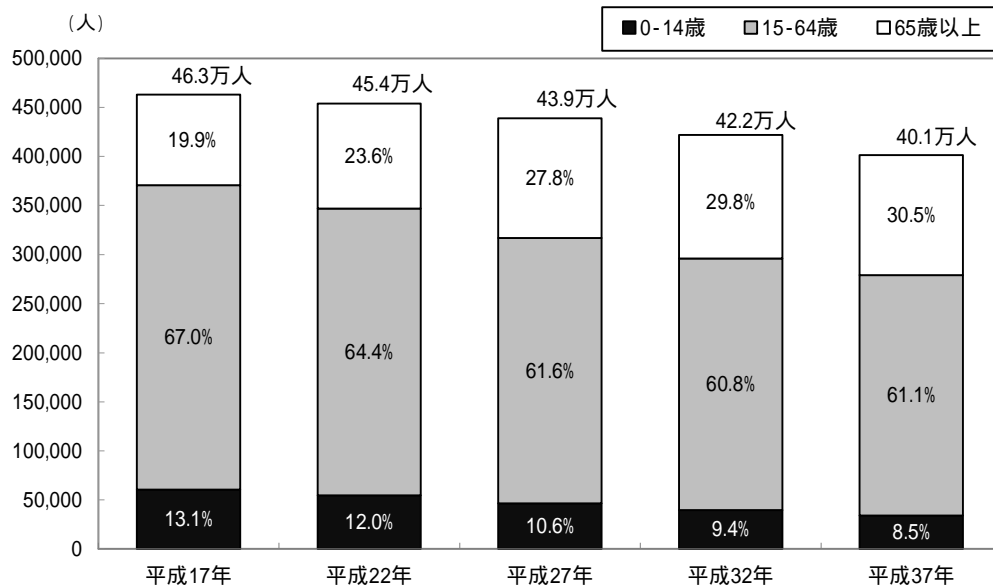


資料：国勢調査（各年10月1日）

(5) 将来人口の推計

将来人口を推計すると、10年後の平成37年(2025年)には、人口は40万人程度まで減少し、高齢化率は30%を超える見込みとなっています。年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)はともに減少していますが、特に年少人口の減少が顕著で、平成32年(2020年)には、10%を下回る見込みです。

将来人口



資料：尼崎市総合計画

平成17年、22年は国勢調査(実績値)

(6) 人口動態の状況

人口動態をみると、出生数や転出数は概ね横ばいといえます。一方で、死亡数は増加傾向、転入数は減少傾向にあります。また、近年は、死亡数が出生数を上回り、自然増減がマイナスの状態が続いています。転入数と転出数は毎年同程度あるものの、転出数が上回ることにより、社会増減も、マイナスの状態となっています。

人口動態の推移

(単位:人)

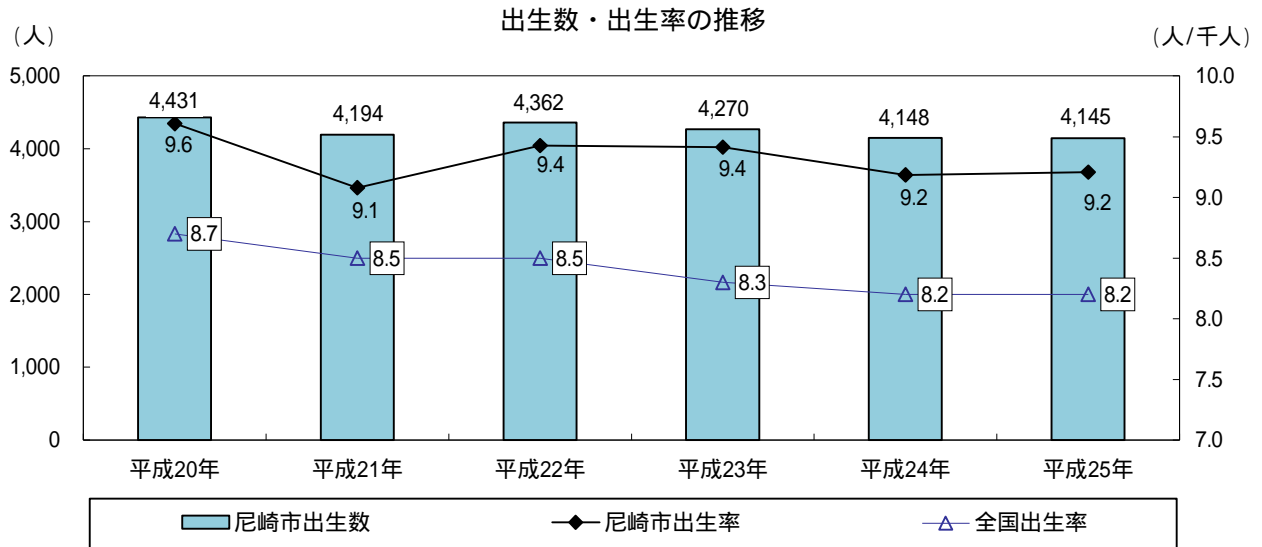
年次	出生数	死亡数	自然増減 (-)	転入数	転出数	社会増減 (-)	年間増減 (+)
平成20年	4,431	4,370	61	20,324	19,585	739	800
平成21年	4,194	4,239	45	19,763	18,972	791	746
平成22年	4,362	4,503	141	18,072	19,152	1,080	1,221
平成23年	4,270	4,720	450	17,631	19,172	1,541	1,991
平成24年	4,148	4,772	624	18,327	19,152	825	1,449
平成25年	4,145	4,635	490	18,224	19,188	964	1,454

住民基本台帳法の改正に伴い、平成25年以降は外国籍の方も含む。

資料：尼崎市統計書

(7) 出生の状況

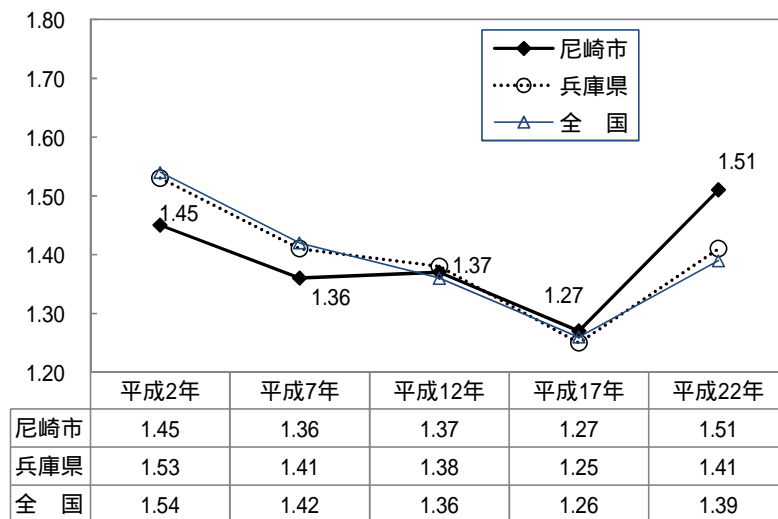
近年の出生数は、増減はあるものの、ほぼ横ばいで、平成25年は4,145人となっています。また、出生率は全国よりも高い値で推移し、平成25年は9.2となっています。



資料：人口動態統計

また、国勢調査による本市の合計特殊出生率をみると、平成17年に全国や兵庫県と同様、最も低い値となりましたが、平成22年には1.51と国や県よりも高くなっています。

合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県厚生統計（兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター）

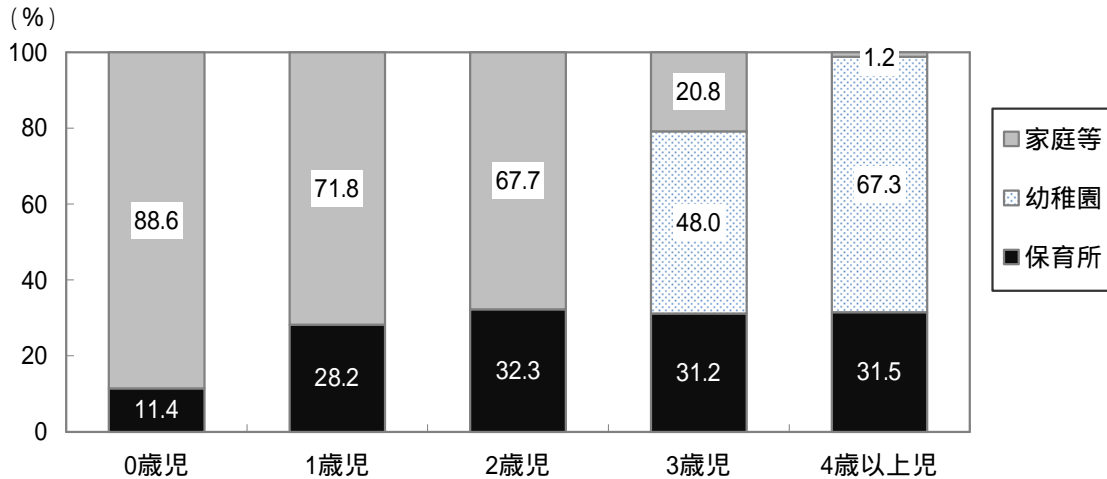
合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します

2 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園・保育所・在宅児童の割合

3歳児の8割、4歳以上児のほとんどが、保育所又は幼稚園に通っています。また、3歳未満児の8割弱は家庭等となっています。

通園・通所等の状況



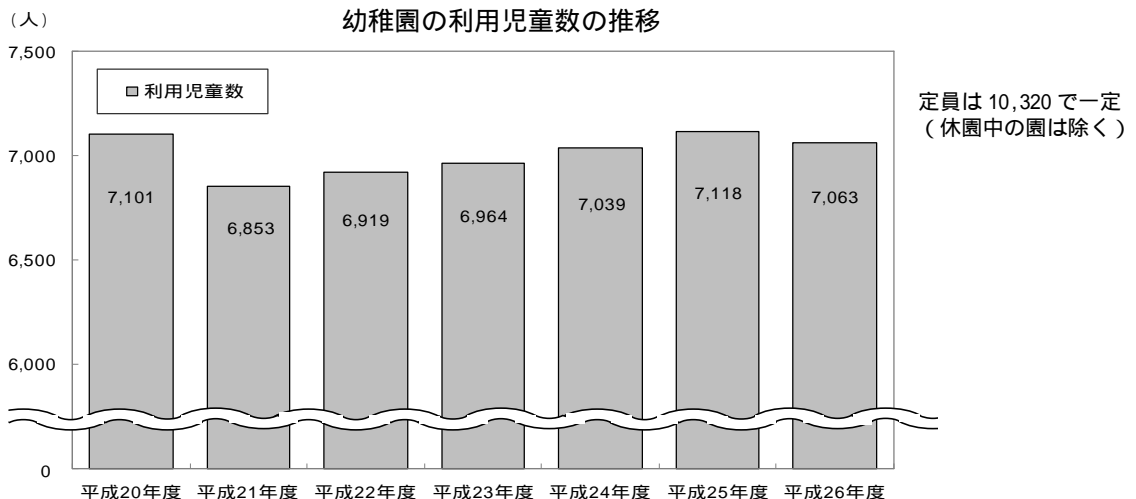
保育所利用児童数：【こども青少年局 保育課資料（平成26年4月1日現在）】、幼稚園就園児童数：【教育委員会事務局 学務課資料（平成26年5月1日現在）】、就学前児童数：住民基本台帳人口【総務局情報政策課（情報統計担当）資料（平成26年3月31日現在）】を基に、作成

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の児童数等の推移

(幼稚園の入園児童数の推移)

平成26年5月1日現在、本市には幼稚園が42園あり、このうち公立は18園、私立は24園（幼稚園型認定こども園含む。）あり、その利用児童数は7,063人となっています。

児童数の推移は、年度によって増減はあるものの、概ね7,000人前後で推移しており、認可上の定員に対しては、空きがあるという状況です。

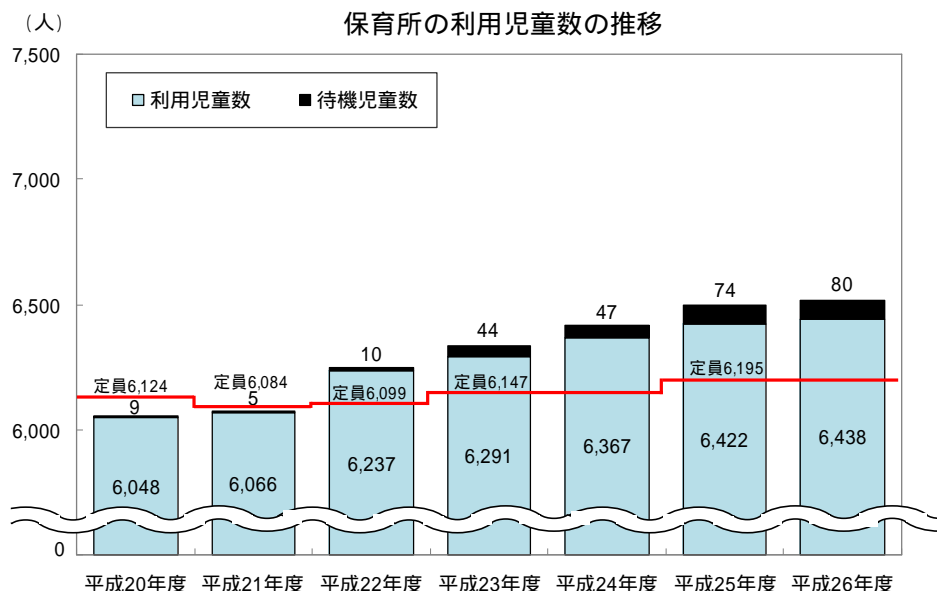


資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(保育所の入所児童数と待機児童数の推移)

平成26年4月1日現在、本市には認可保育所が81所あり、このうち公立は25所、私立は56所あり、その利用児童数は6,438人となっています。

これまで、定員の拡大などの対応により、利用児童数が増えている一方、待機児童数も増加傾向にあります。特に、近年の増加が顕著となっています。



資料：保育所入所状況（各年度4月1日現在）

平成26年度の待機児童数は80人となっており、この数は、国が定める定義に基づいて算定しています。一方、保育所入所申込者数は、7,005人で、利用児童数と比較すると500人以上の差があるという状況です。これは、保育所の入所要件に該当していますが、求職中や今後就労予定である場合、特定の保育所を希望している場合、また子育てに協力者がいる場合等、現行では待機児童の定義に当てはまらない方（487人）を含むためです。

(認定こども園の状況と利用児童数の推移)

平成26年4月1日現在、本市には認定こども園が9園あり、すべてが私立の幼稚園型認定こども園となっています。幼稚園型認定こども園は、幼稚園でもあるということから、利用児童数のうち、3歳以上は幼稚園児として計上されています。3歳未満の認定こども園児については、以下のような状況となっています。

(人)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
17	28	38	46	48	61	75

資料：認定こども園運営状況報告書（各年度5月1日現在）

(認可外保育施設の状況と利用児童数)

平成26年3月31日現在、本市には、認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）が17カ所、事業所内保育施設が16カ所あり、その2つの施設の合計の利用児童数は443人となっています。

3 地域の子ども・子育て支援の状況

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親の子育てに関する悩みや不安を軽減し、安心して子育てができる環境を創出するため、子育て中の親子が気軽に集まり、仲間づくりや情報交換ができる交流の場を設置する事業。

「地域子育て支援拠点事業」の役割

1. 親子が気軽に集まり、相互に交流を図るための場を提供
2. 子育てに関する悩みや不安を持っている保護者への相談、援助
3. 地域の様々な子育て支援に関する情報の提供
4. 子育て支援に関するスタッフとしての活動希望者等への講習を実施
5. その他、子育て支援に係る事業の実施

尼崎市立すこやかプラザ

すこやかプラザでは、子育て悩み相談や、ファミリースクール事業、ブックスタート事業、一時預かり事業などを実施しており、施設の一部に、地域子育て支援拠点として「子育て支援ゾーン PAL」を設置しています。

また、平成 24 年度には、これまで以上に保護者等が交流できる場として、ランチルーム等を整備しました。

実績(平成 25 年度)

延べ利用者数：29,238 人



つどいの広場(あまがさきキッズサポーターズ「つどいの広場」事業)

つどいの広場は、市内に 10 箇所設置しており、週に 5 日、1 日当たり 5 時間以上開設しています。3 箇所では、一時預かり事業も実施しています。

実績(平成 25 年度)

延べ利用者数：48,529 人



(2) 放課後児童健全育成事業(児童ホーム)

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校3年生までの児童に対し、生活習慣が身につくよう指導等を行う事業。

新制度では、対象児童が6年生まで拡大されることになっています。

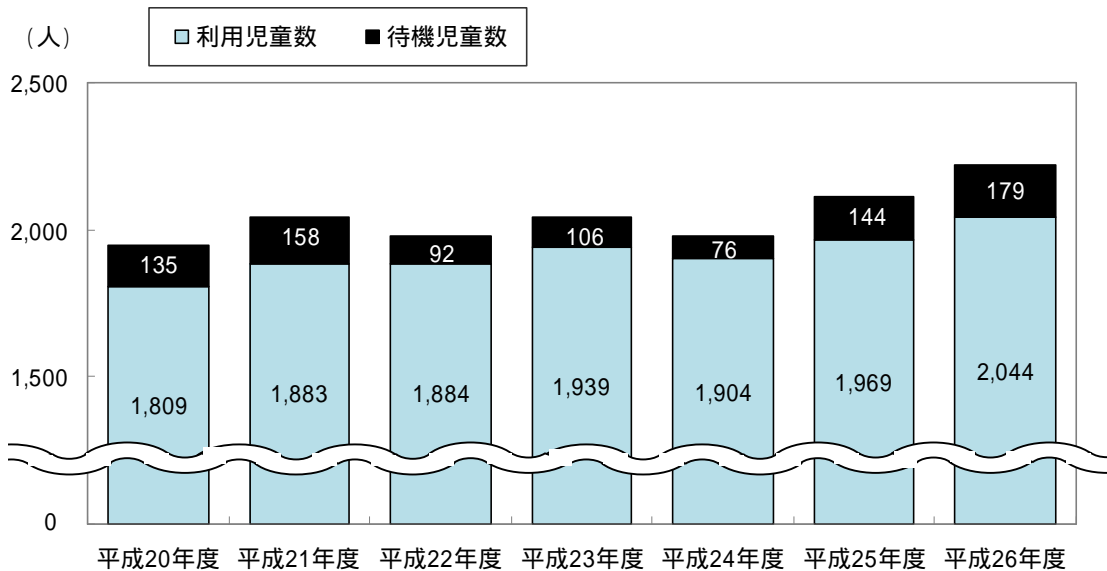
尼崎市では、「児童ホーム」という名称で、42小学校すべてに設置しています。



児童ホームの利用児童数等の推移

近年は利用児童数、待機児童数ともに増加しています。

利用児童数と待機児童数の推移

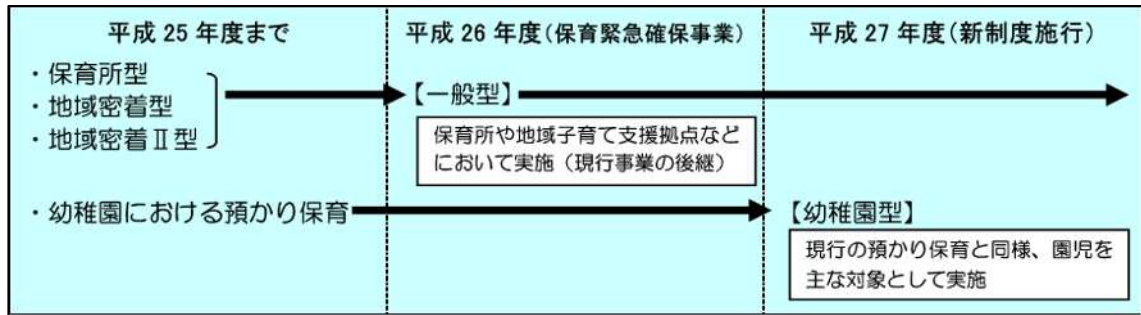


資料：こども青少年局 児童課(各年度5月1日現在)

(3) 不定期に利用する事業

一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが、一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に、昼間、保育所や地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かる事業。
新制度に向けて、事業の実施類型が再編されます。



利用に当たっては事前に登録が必要であり、料金は施設によって異なります。

実施場所

保育所と地域子育て支援拠点の一部

実績(平成 25 年度)

実施箇所数：保育所	26 箇所	地域子育て支援拠点	4 箇所
延利用数	：保育所 16,630 人	地域子育て支援拠点	688 人

病児・病後児保育事業

保護者の就労や疾病等の理由で、病気やその回復期で集団保育が困難な生後 6 ヶ月から小学校 3 年生までの子どもを一時的に医療機関により保護・看護する事業。
新制度では、対象児童が 6 年生まで拡大されることになっています。

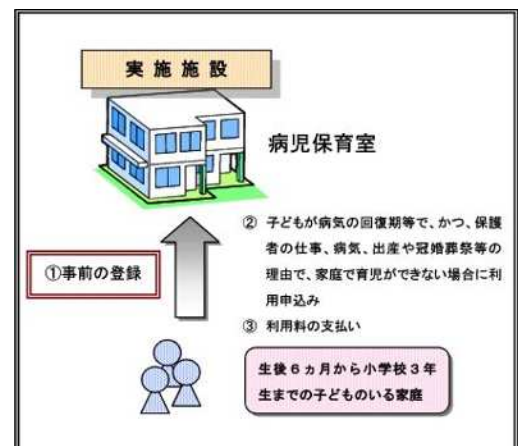
利用時には、医師の診察があり、診察料が利用料と別に必要となります。

実施場所

市内 2 箇所の医療機関で、保育室を設けて実施

実績(平成 25 年度)

延利用数：2,123 人

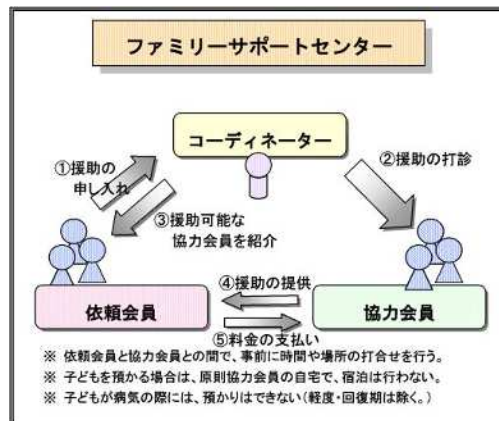


ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で、子どもの預かり等の援助を受けたい者とその援助を行いたい者が、それぞれ会員（依頼、協力、両方）となって、子育てを相互援助活動する事業。

相互活動の例

- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かり
- ・ 冠婚葬祭、買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ その他、会員の仕事や育児のために必要な援助 など



実績（平成25年度）

会員数：1,648人 活動件数：2,699件

（４）妊婦健康診査事業

妊娠中の妊婦とお腹の子どもの健康を守るため、医療機関などで定期的に行う健康診査。また、妊婦健康診査費用の助成も行っている。



実施内容

	前期健診	後期健診	基本健診		
			(S)	(A)	(B)
健診内容 (保険適用外)	診察・尿検査・超音波・血液検査(血液型(ABO・Rh)・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIVスクリーニング・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTLV-1抗体)・子宮頸部細胞診・クラミジアトラコマチス核酸同定	診察・尿検査・超音波・血液検査(貧血)・細菌培養同定検査	診察(超音波検査含む)・尿検査・血液検査(貧血・血糖)	診察(超音波検査含む)・尿検査	診察・尿検査
健診上限回数	1回	1回	1回	3回	8回

協力医療機関を受診予定の方には、妊婦健康診査の受診券（14枚）を交付しています。また、妊婦健康診査の受診券の交付と母子健康手帳も同時に手続きできます。

実績（平成25年度）

受診率：94.2%

(5) こんにちは赤ちゃん事業

子どもの誕生を祝うと共に、子育ての様子を聞いたり、子育てに役立つ情報を届けたりするために、生後2か月頃の乳児のいる家庭を市が雇用している訪問員（保育士）が訪問する事業。

実施内容

赤ちゃんや子育てについての相談や育児に関する情報を提供。

実績（平成25年度）

訪問実績：対象者4,026件中、3,473件（86.3%）

(6) 育児支援専門員派遣事業

妊娠期から出産後概ね1年程度の時期に育児の悩みや不安等がある家庭で、市が必要と認めた場合、概ね2週間に1回、育児支援専門員が訪問し、保護者へ具体的な育児支援を行う事業。

育児支援の内容

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

未熟児や多胎児等を育てる養育者に対する育児支援・栄養相談

出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

若年の養育者に対する育児相談・支援

実績（平成25年度）

延べ人数：136件 延べ派遣回数：1,128回

4 これまでの子育て支援施策の実施状況

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）策定時に、国に報告した平成26年度における目標事業量に対する平成25年度までの実施状況等は、以下の表のとおりです。

これらの事業の実施状況については、尼崎市子ども・子育て審議会から提出された「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の平成24年度実施状況に係る外部評価書」において、「児童ホームにおいては定員の弾力化などを行い、認可保育所においては定員の弾力化に加え、法人保育園の増改築完了による定員増加により、それぞれ入所者数が増加した。地域子育て支援拠点事業においても年次的に増設する計画に沿って、つどいの広場を1箇所増設した結果、延べ利用者数が増加するなど、総体的には概ね後期計画に沿って実施されている。」という評価をいただいています。

事業名		平成26年度 目標 後期計画 最終年度	平成22年度 実績値	平成23年度 実績値	平成24年度 実績値	平成25年度 実績値	単位
通常保育事業		6,819	6,535	6,572	6,622	6,654	人
特定保育事業		0	0	0	0	0	人
延長保育事業		1,963	434	435	506	528	人
夜間保育事業		0	0	0	0	0	人
トワイライトステイ事業		0	0	0	0	0	人
休日保育事業		60	60	65	108	157	人
病児・病後児保育事業		3	2	2	2	2	箇所数
一時預かり事業	保育所型	35	23	23	25	26	箇所数
	地域密着型	0	0	1	2	4	箇所数
	地域密着型	5	0	0	0	0	箇所数
ショートステイ事業		6	6	6	6	6	箇所数
放課後児童健全育成事業 （児童ホーム）		2,253	1,726	1,774	1,801	1,878	人
地域子育て支援拠点事業		11	6	7	8	9	箇所数
ファミリーサポートセンター事業		1	1	1	1	1	箇所数

特定保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、ショートステイ事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業については国庫補助事業として実施するものが対象。

5 ニーズ調査結果の概要

本市では、計画策定に当たって「尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

実施要項

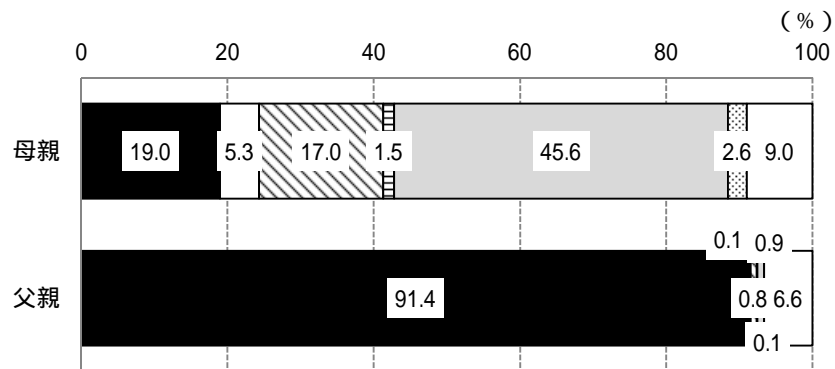
● 調査地域	尼崎市全域
● 調査対象	尼崎市内在住の「未就学児」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）2,000人 尼崎市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生調査）2,000人
● 調査期間	平成25年9月13日～同年10月7日
● 調査方法	住民基本台帳を基に対象児童のいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収
● 回収結果	就学前児童調査 1,132件（回収率：56.6%） 小学生調査 1,082件（回収率：54.1%） 調査合計 2,214件（回収率：55.4%）

(1) 保護者の就労状況・希望 (就学前・就学後)

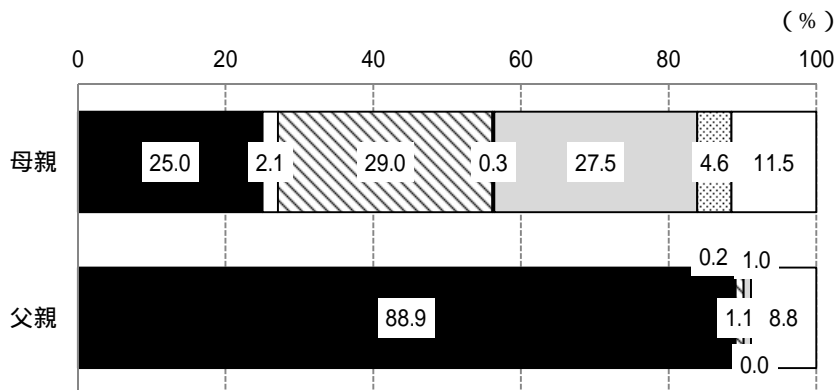
母親・父親の就労状況

- 母親の就労状況は、就学前は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が45.6%、就学後は「フルタイム以外で就労中」が29.0%と最も高くなっています。
- 父親の就労状況は、「フルタイムで就労中」が就学前・就学後ともに約9割と最も高くなっています。

就学前 [母親 (N=1,124) 父親 (N=1,085)]



就学後 [母親 (N=1,055) 父親 (N=1,006)]

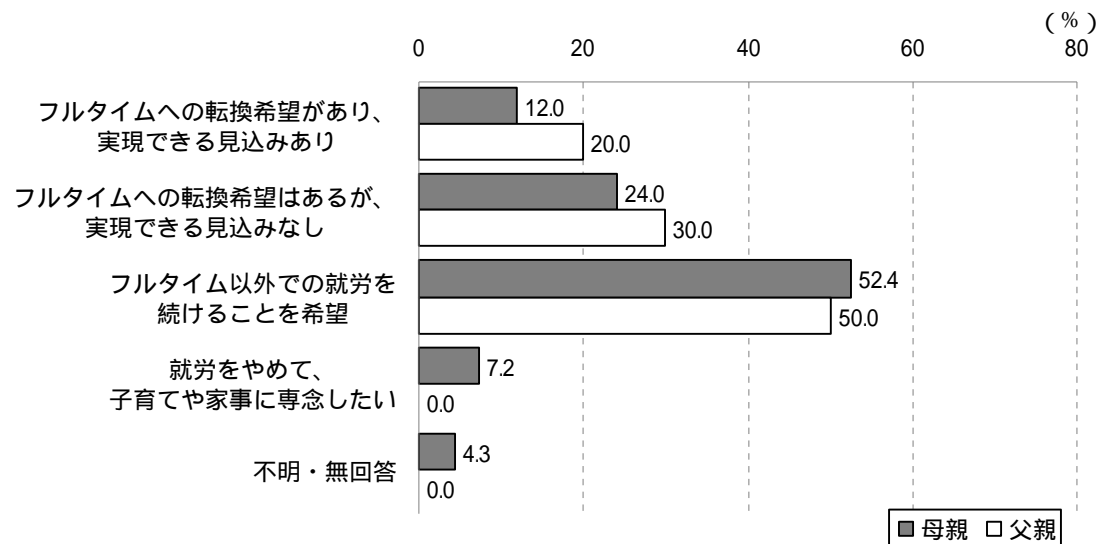


- フルタイムで就労中
- ▣フルタイム以外で就労中
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- 不明・無回答
- フルタイム就労だが、産休・育休・介護休業中
- ▣フルタイム以外の就労だが、産休・育休・介護休業中
- これまで就労したことがない

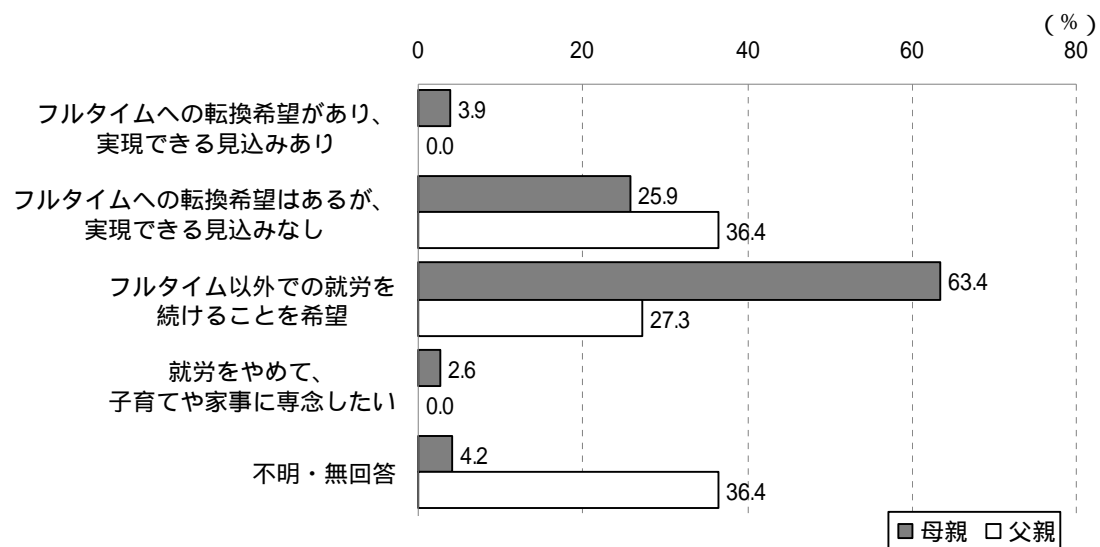
フルタイム以外からのフルタイム就労への転換希望等

- 母親のフルタイム就労への転換希望は、「フルタイム以外での就労を続けることを希望」が就学前（52.4%）・就学後（63.4%）ともに最も高くなっています。

就学前[母親（N=208） 父親（N=10）]



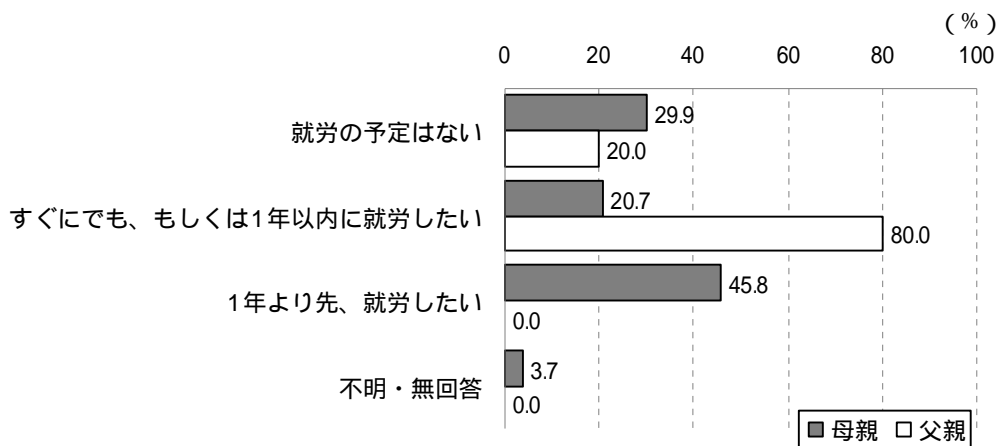
就学後[母親（N=309） 父親（N=11）]



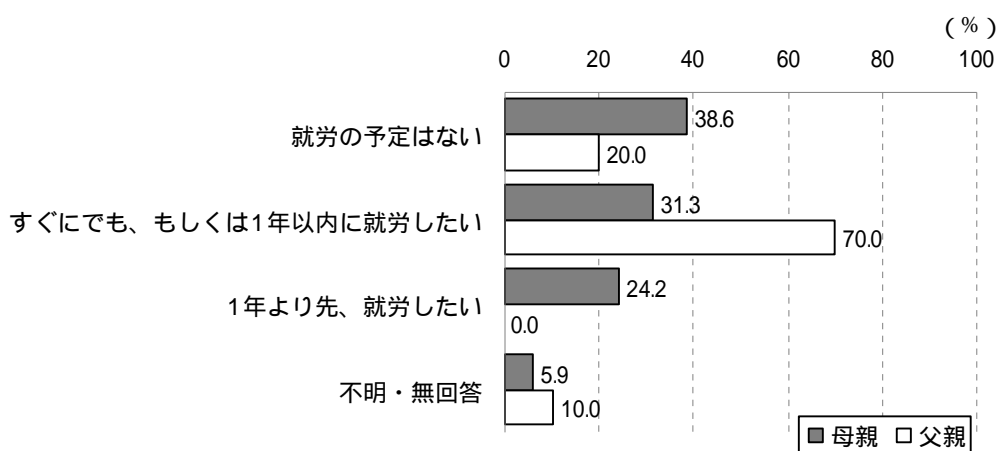
無業からの就労希望（単数回答）

- 母親の就労希望は、就学前は「1年より先、就労したい」が45.8%、就学後は「就労の予定はない」が38.6%と最も高くなっています。

就学前[母親（N=542）、父親（N=10）]



就学後 [母親（N=339）、父親（N=10）]

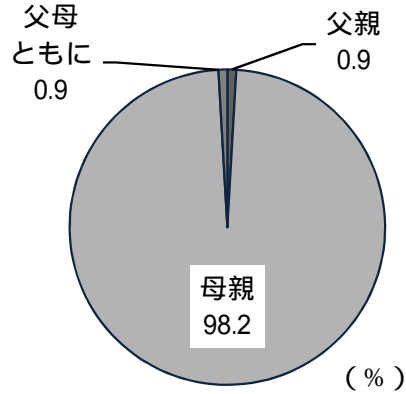


(2) 育児休業の取得状況(就学前)

育児休業取得者

- 育児休業取得者は、「父親」0.9%、「母親」98.2%、「父母ともに」0.9%となっています。

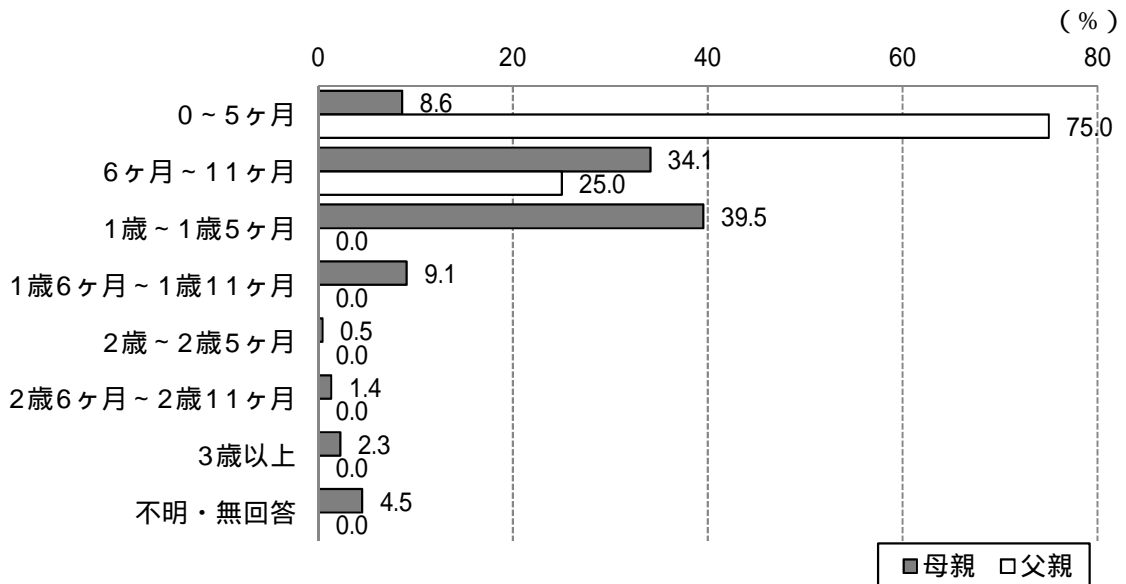
就学前(N=222)



育児休業からの復職時の子どもの月齢

- 母親の復職時の子どもの月齢は、「1歳～1歳5ヶ月」が最も高く(39.5%)、次いで「6ヶ月～11ヶ月」(34.1%)となっています。

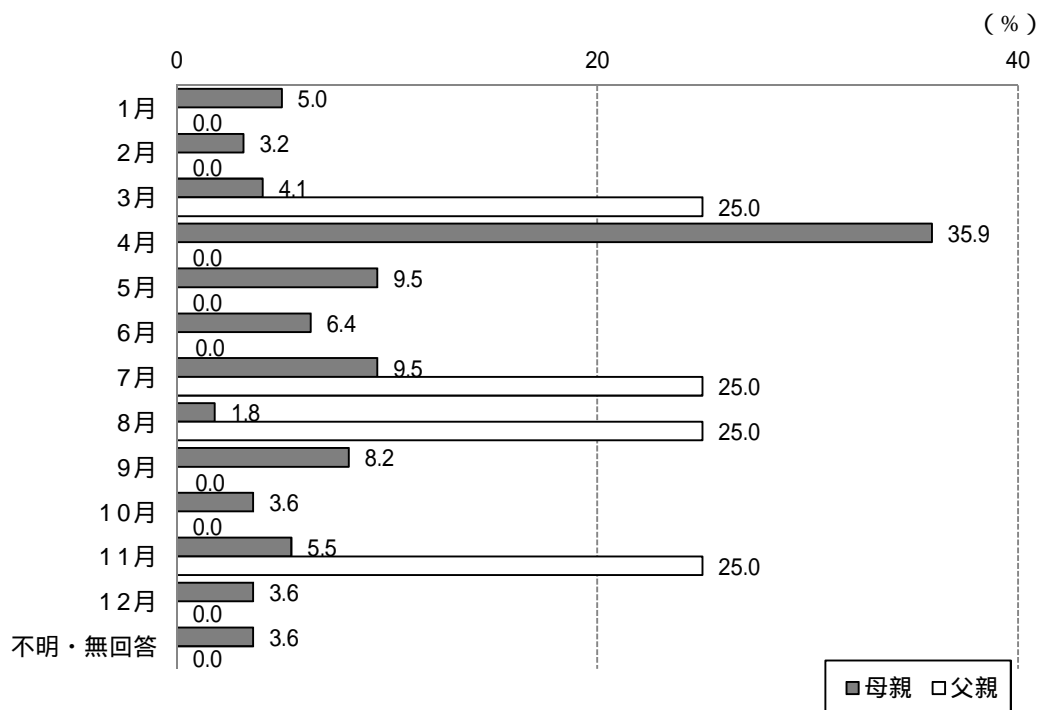
就学前[母親(N=220) 父親(N=4)]



育児休業からの復職月

- 母親の復職月は、「4月」が最も高く（35.9%）、次いで「5月」「7月」（9.5%）となっています。

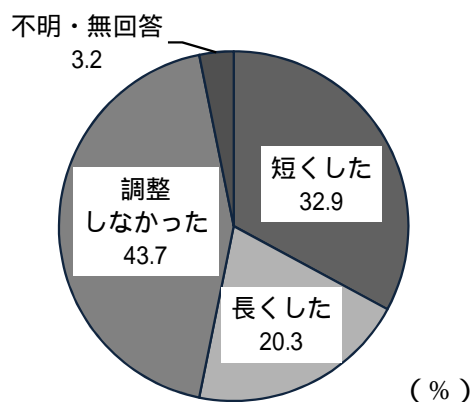
就学前[母親（N=220）、父親（N=4）]



保育サービス利用のための育児休業期間の調整の有無

- 育児休業期間の調整は、「短くした」（32.9%）、「長くした」（20.3%）、「調整しなかった」（43.7%）となっています。

就学前（N=222）

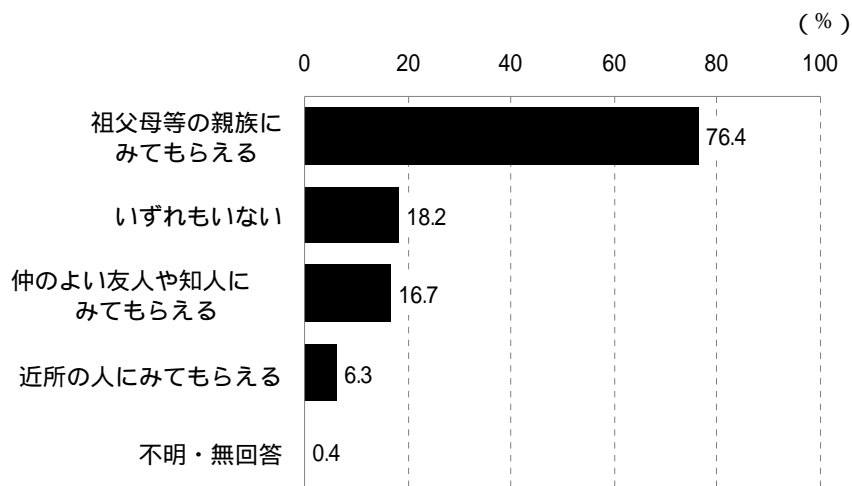


(3) 緊急時等の子育ての状況等 (就学前・就学後)

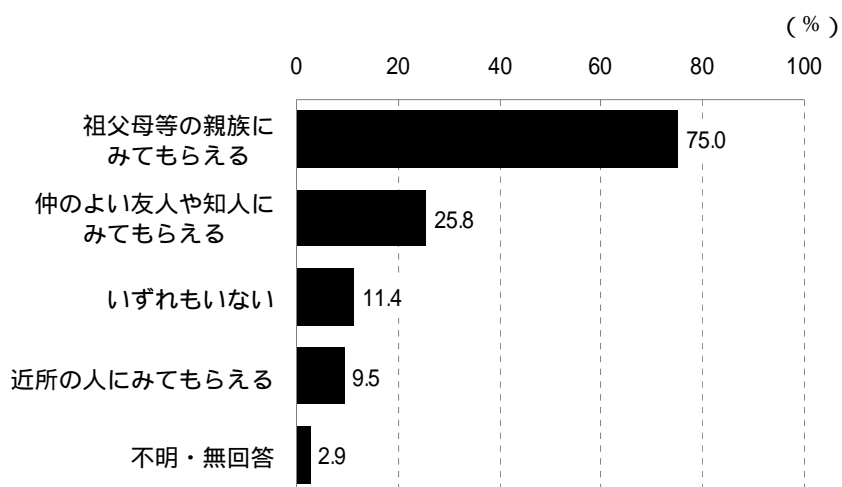
緊急時・用事の際に、子どもをみてくれる人の有無 (複数回答)

- 緊急時等に、子どもをみてくれる人の有無は、「祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前 (76.4%)・就学後 (75.0%) とともに最も高くなっています。

就学前 (N=1,132)



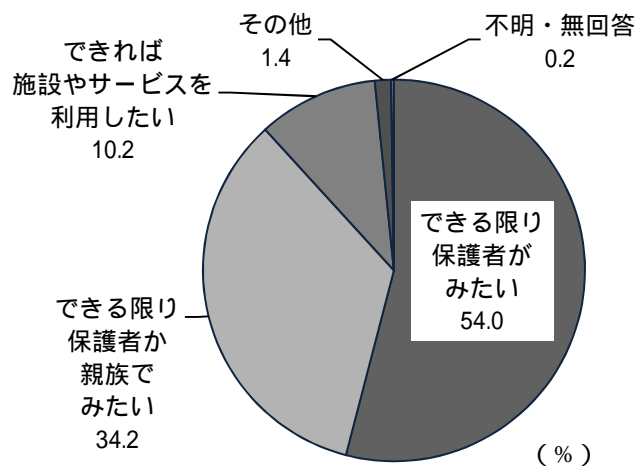
就学後 (N=1,082)



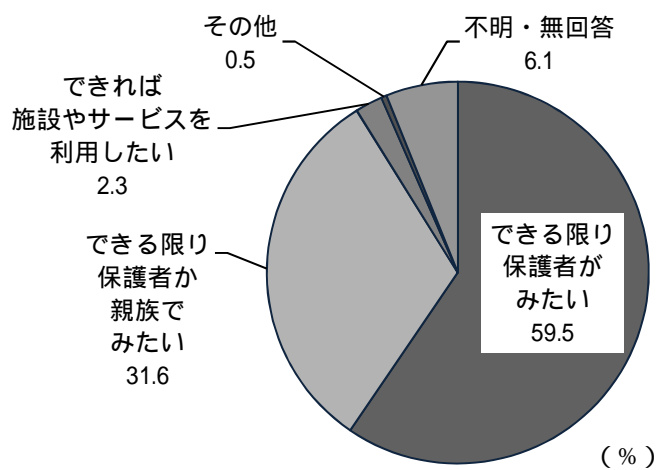
子どもが病気やケガの時の対応

- 子どもが病気やケガの時の対応は、「できる限り保護者がみたい」が就学前（54.0%）・就学後（59.5%）ともに最も高くなっています。

就学前（N=433）



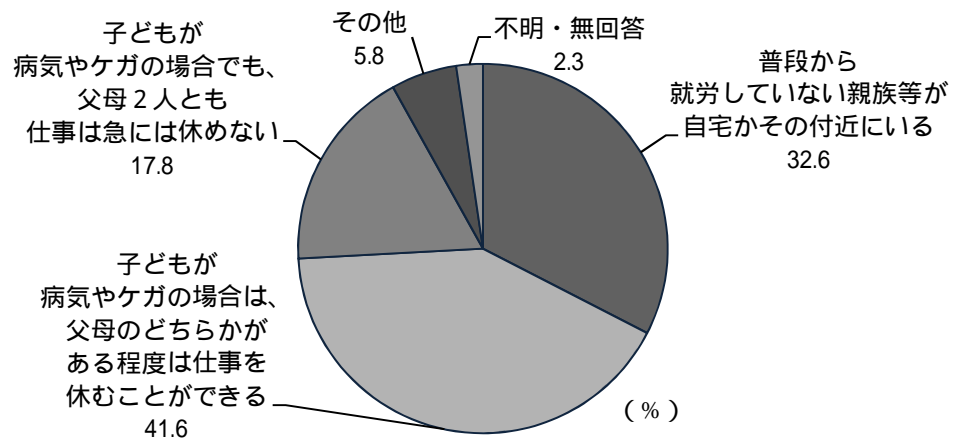
就学後（N=1,082）



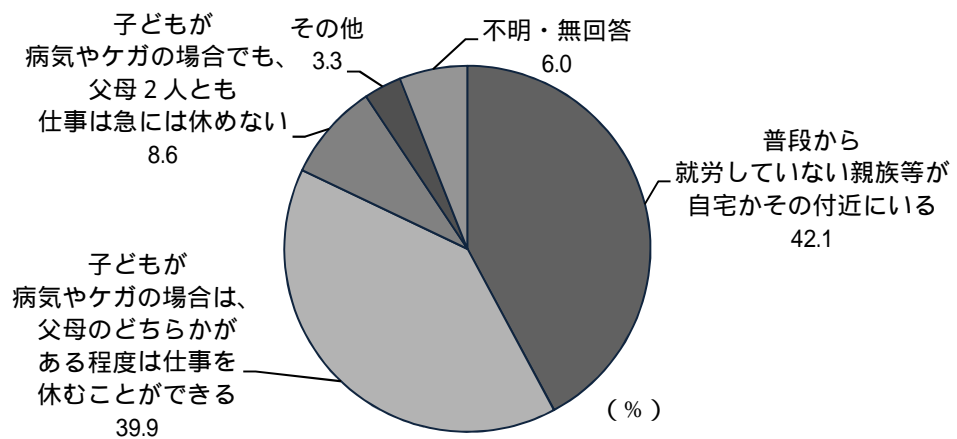
子どもが病気やケガの時の保護者の状況

- 子どもが病気やケガの時の保護者の状況は、就学前は「子どもが病気やケガの場合は、父母のどちらかがある程度は仕事を休むことができる」が41.6%、就学後は「普段から就労していない親族等が自宅かその付近にいる」が42.1%と最も高くなっています。

就学前 (N=433)



就学後 (N=1,082)

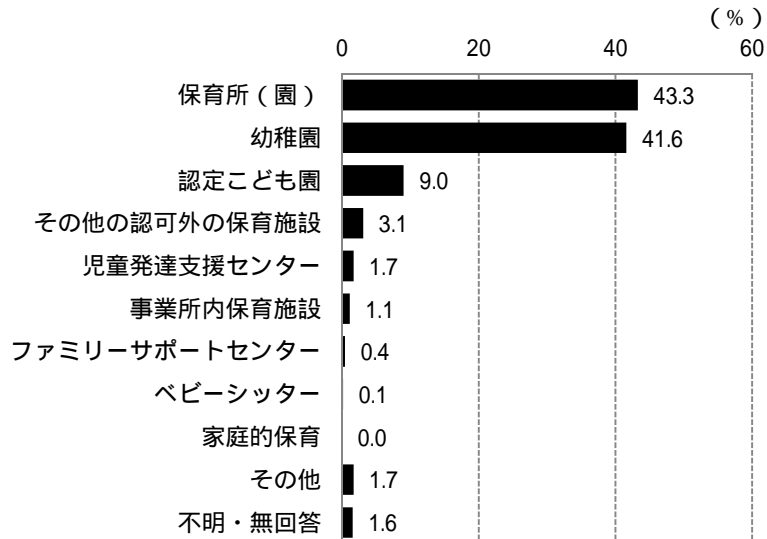


(4) 定期的に利用している施設・事業の利用状況・希望等(就学前)

定期的に利用している施設・事業

- 定期的に利用している施設・事業は、「保育所(園)」が最も高く(43.3%)、次いで「幼稚園」(41.6%)となっています。

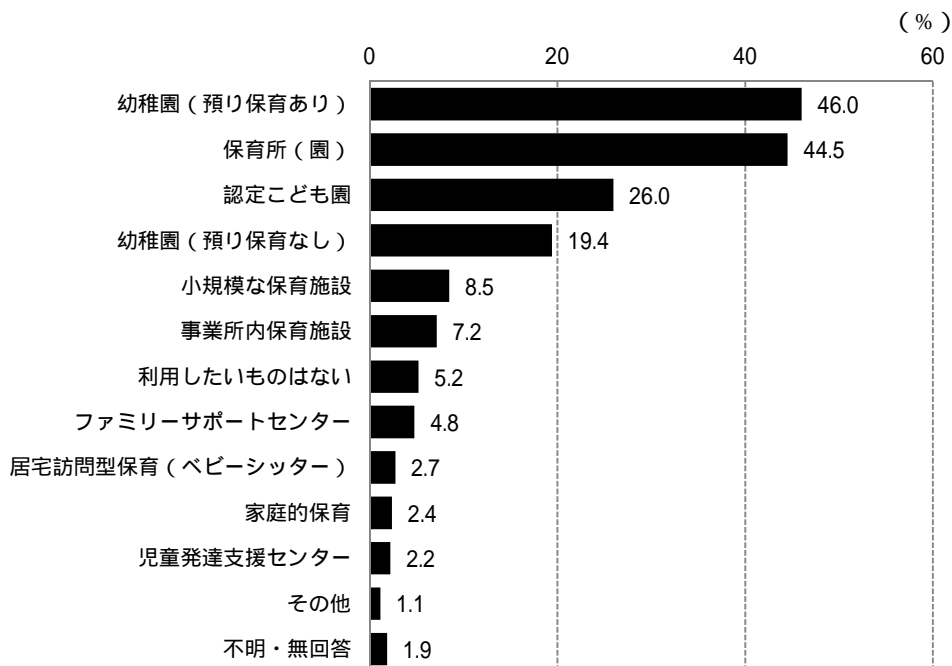
就学前(N=709)



定期的に利用したい平日の教育・保育の施設・事業

- 定期的に利用したい平日の教育・保育の施設・事業は、「幼稚園(預り保育あり)」が最も高く(46.0%)、次いで「保育所(園)」(44.5%)、「認定こども園」(26.0%)となっています。

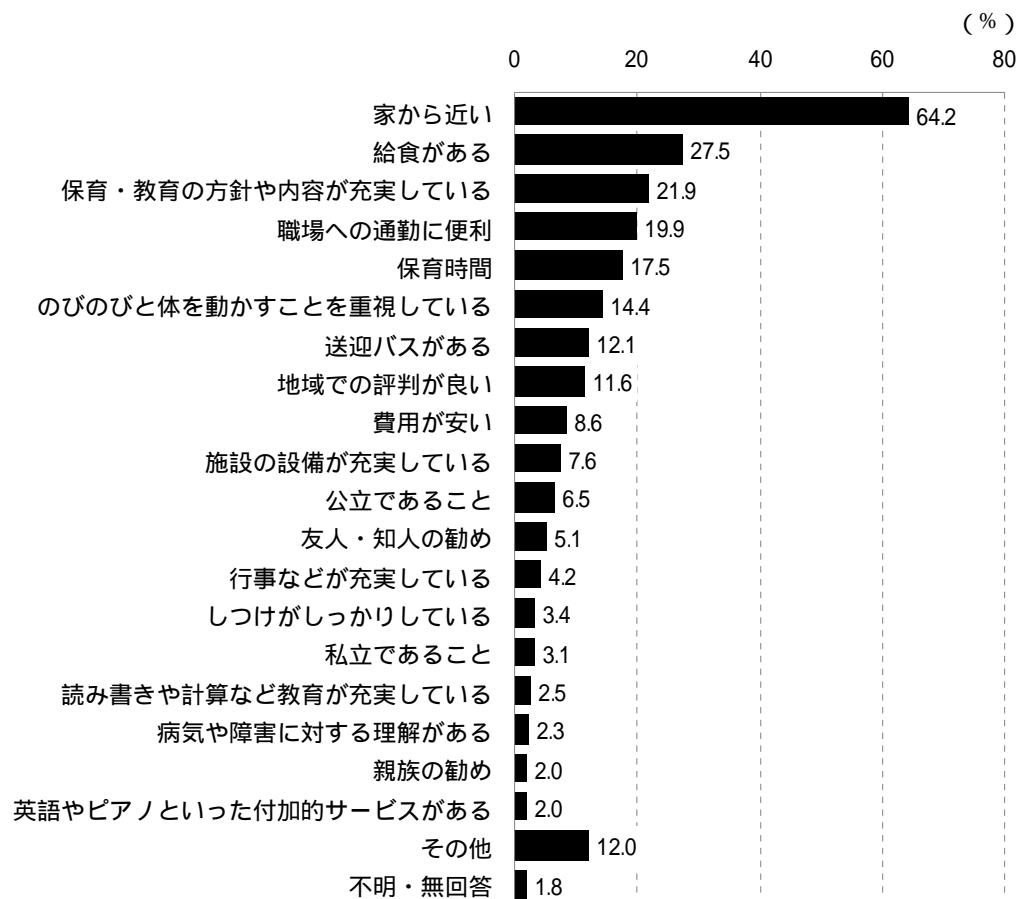
就学前(N=1,132)



施設を選ぶ際に重視すること

- 施設を選ぶ際に重視することは、「家から近い」が最も高く（64.2%）、次いで「給食がある」（27.5%）、「保育・教育の方針や内容が充実している」（21.9%）となっています。

就学前（N=709）

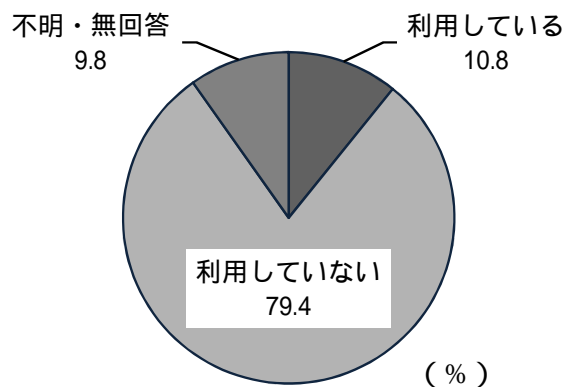


(5) 児童ホームの利用状況・希望等(就学後)

児童ホームの利用状況(単数回答)

- 「児童ホーム」を利用している方は、約1割(10.8%)となっています。

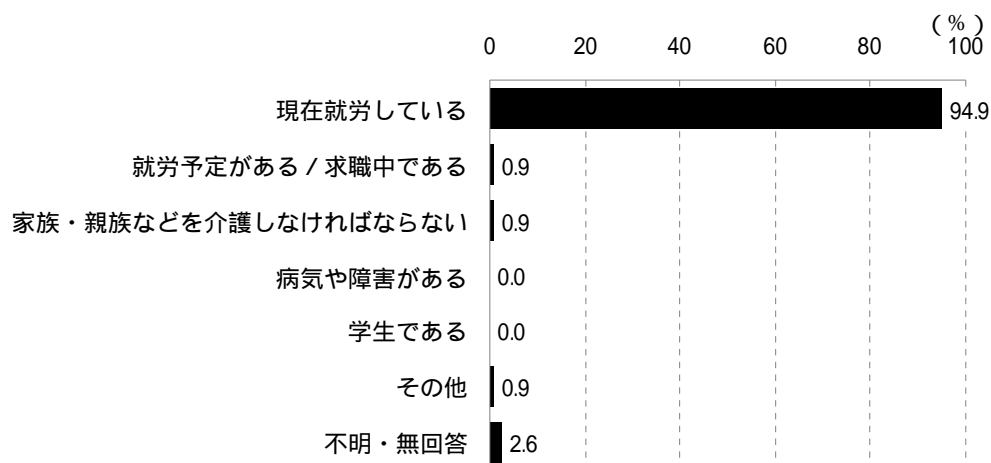
就学後(N=1,082)



児童ホームを利用している理由

- 児童ホームを利用している理由は、「現在就労している」(94.9%)が最も高くなっています。

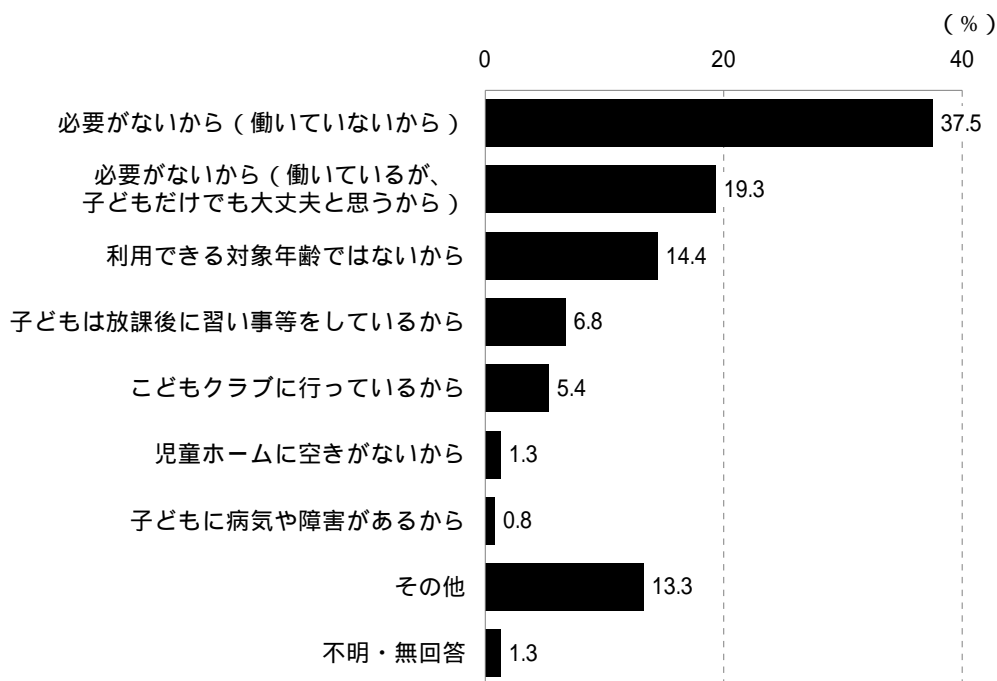
就学後(N=117)



児童ホームを利用していない理由

- 児童ホームを利用していない理由は、「必要がないから（働いていないから）」が最も高く（37.5%）、次いで「必要がないから（働いているが、子どもだけでも大丈夫と思うから）」（19.3%）、「利用できる対象年齢ではないから」（14.4%）となっています。

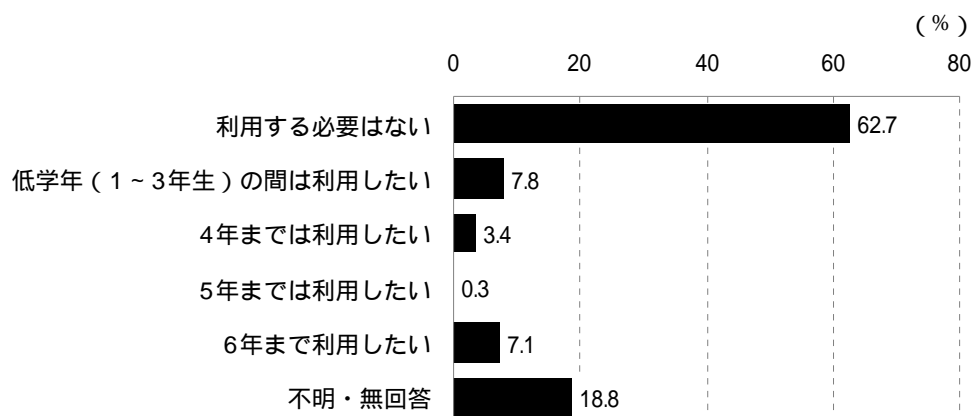
就学後（N=859）



児童ホームの平日の利用希望

- 利用希望は、「利用する必要はない」（62.7%）が最も高くなっています。

就学後（N=1,082）



第 3 章

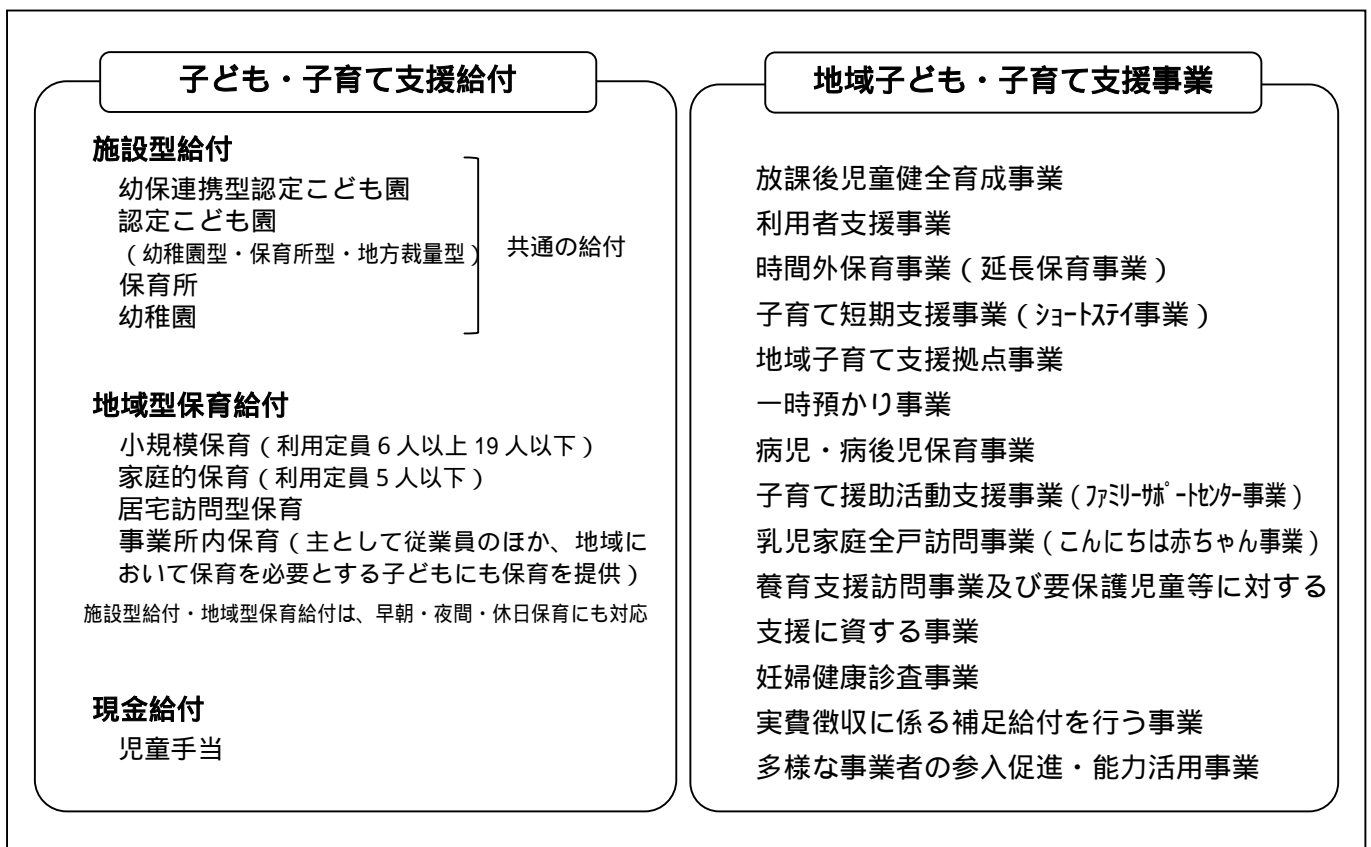
新制度における給付や事業の確保等

1 記載する給付・事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法のほか、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」といいます。）」に基づき、記載することとなっています。

そうしたことから、本計画では、基本指針に基づき、子ども・子育て支援給付（児童手当を除く）や地域子ども・子育て支援事業について記載することとします。

新制度における給付や事業の全体像



また、市は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援することが求められています。

次に、新制度においては、新たな教育・保育施設、地域型保育事業の認可に当たっては、その運営者が認可基準を満たした上で、社会的信望や経済的基盤があることなどの一定の条件を満たしている場合には、原則として認可する仕組みとなっています。ただ、その一方で、その地域における教育・保育の状況で、供給が需要を上回る状態である場合には、その認可をしないことができることになっています。

この事業計画は、こうした教育・保育施設及び地域型保育事業の認可又は認定の際の需給の判断の基礎となることを前提に、実際の利用を想定しつつも、その区域内で需給バランスが検証できるような区域を設定するとともに、その区域ごとに施設や事業の見込み量を算定し、その見込み量に対する提供体制の確保の内容や実施時期を定めることが必要となります。

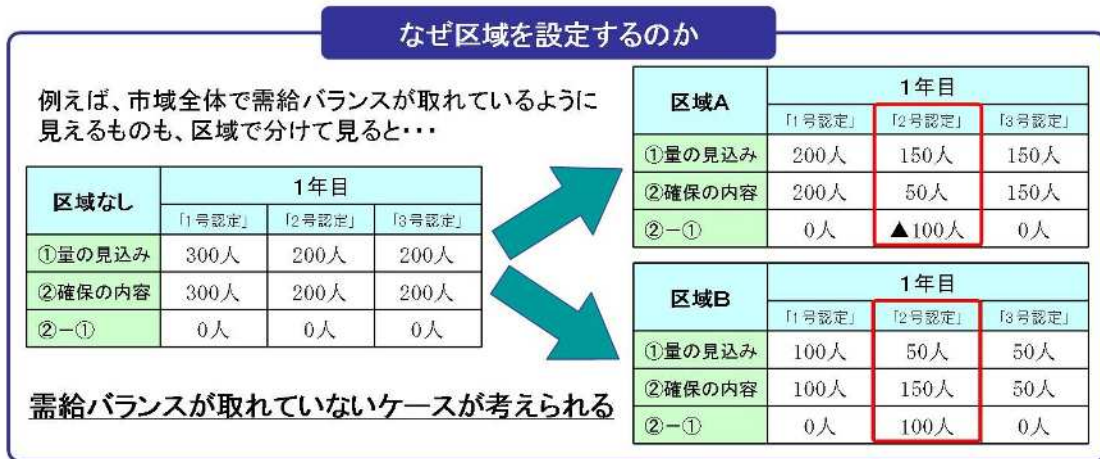
こうしたことを踏まえ、この章では、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域、量の見込み、それに対応するための確保の方策等について、記載することとします。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育に係る設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、教育・保育提供区域を定めます。

本市は、人口に対して面積は比較的小さいものの、例えば、市域の端から、逆の端の施設を利用することはあまり想定できないことから、本計画では、需給計画として、一定の区域を設定することで、市全域よりも細かく需給を検証していくこととします。



しかしながら、教育・保育提供区域の数が多くなり過ぎると、利用者が実際に施設を利用可能とする範囲より狭くなると考えられ、需給を検証する際の誤差が大きくなることが懸念されます。そうしたことから、区域数についてはバランスを取りながら設定することが必要です。

区域数	メリット	デメリット
多	細かく需給を検証できる	実際の利用範囲・需給状況とミスマッチを起こす
少	需給調整の柔軟性が高い	大雑把にしか需給の検証ができない

このため、本市の市域の特徴や利用者の移動方法等を勘案し、鉄道や道路による区分けをはじめ、以下の5つの区域案を作成し、検証することとしました。

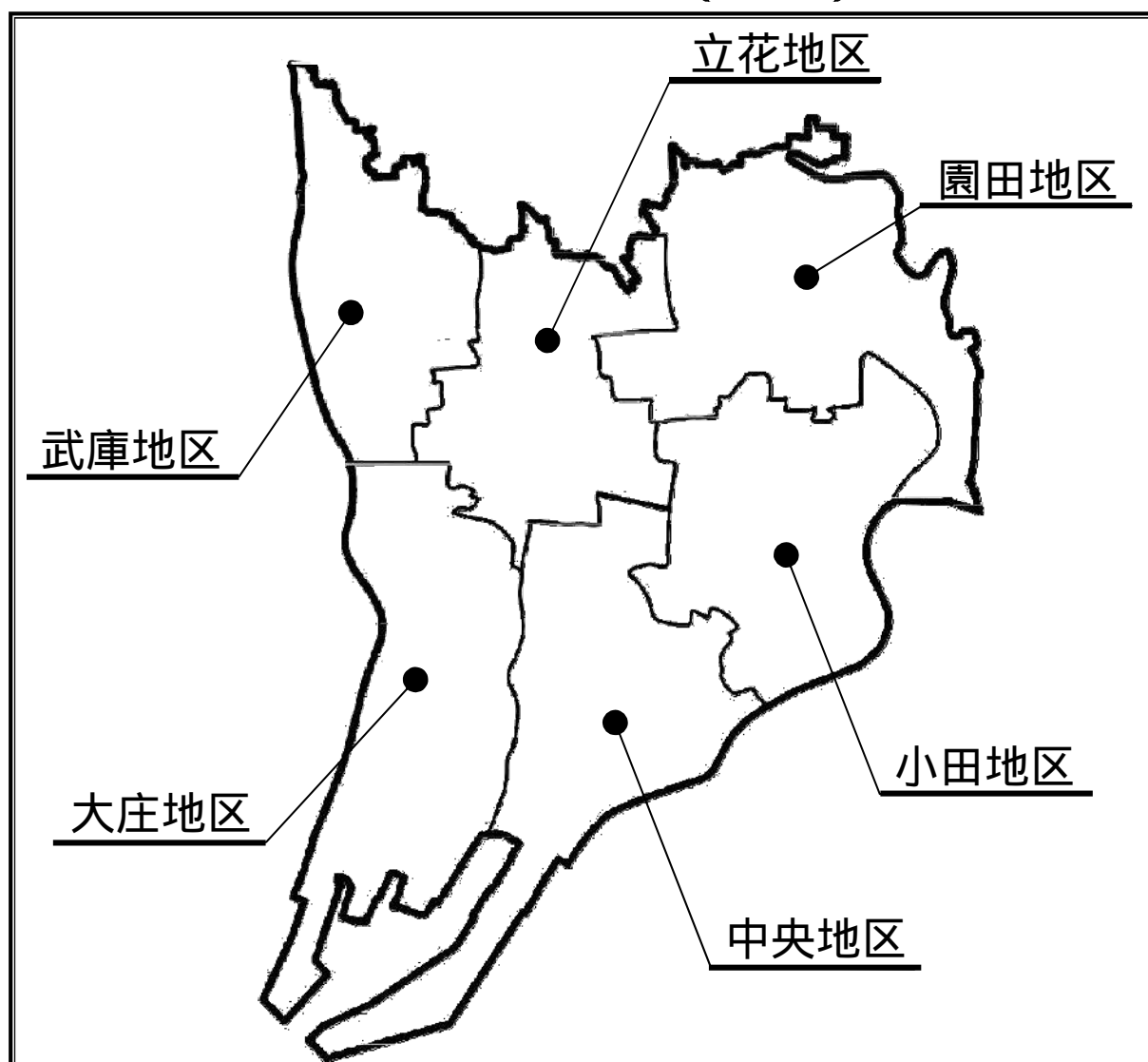
区域案 <区域数>	J Rと五号橋線 < 3 >	阪急・J R < 3 >	6 地区 < 6 >	阪急・J Rと 五合橋線 < 6 >	阪急・J R・道 意線・玉江橋線 < 9 >
マップ					

具体的には、需給を検証する単位として、できる限り区域内で需要に対する供給が確保できる区域分けが必要であること、また、ニーズ調査の結果で、利用者は「家から近い」を理由に施設を選ぶ傾向がある（P25）ことから、各案で区域面積や施設の利用状況等を基に検討を行い、6地区を教育・保育提供区域として設定することとしました。

なお、教育・保育提供区域は、教育・保育の需要と供給のバランスを判断するひとつの目安として区域を分けるもので、利用者の利用範囲を制限するものではありません。

また、新たな施設・事業の認可・増設については、区域のみではなく、地域の実情に応じて柔軟に取り扱います。

【教育・保育提供区域（6区域）】



（2）地域子ども・子育て支援事業に係る設定

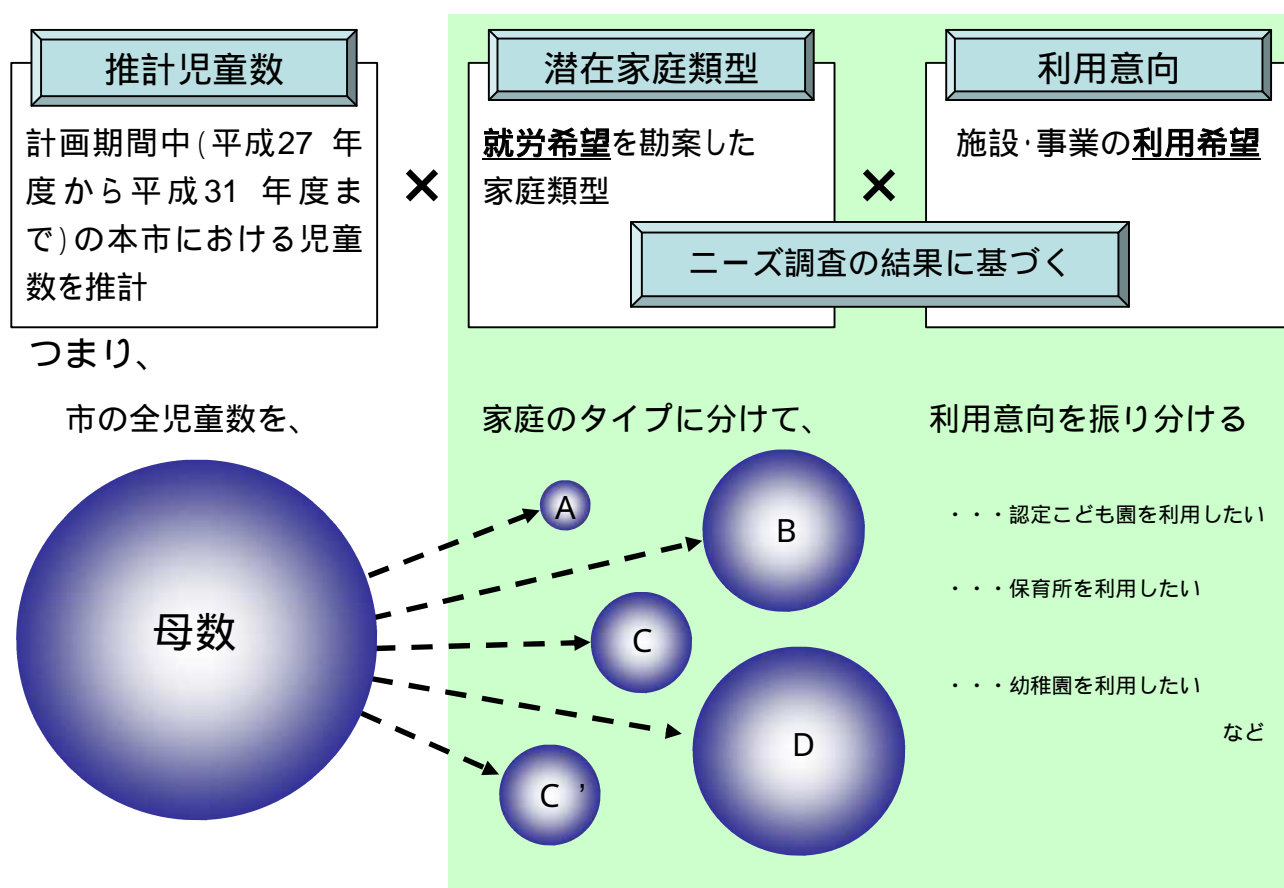
地域子ども・子育て支援事業については、不定期の利用が多く、広域的な利用が想定されるものや、事業の性質上、市全域を対象として行われている事業であるため、市全域を1区域として設定します。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容等

(1) 量の見込みの算出方法

- ・本計画策定のための基礎資料として実施した「尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の回答結果を使用します。
- ・国が示した標準的な算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況及び希望、施設・事業の利用意向等から、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を算出します。

量の見込み算出のイメージ



認定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育

- ・ 2号認定の量の見込みのうち、現在、幼稚園を利用している人を「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」として、別に算出します。
- ・ 3号認定は年齢区分（0歳、1・2歳の2区分）ごとに算出します。
- ・ 2号認定・3号認定の量の見込みの算出に当たって、保育の必要性の認定に係る就労の下限時間については、ニーズ調査の就労状況等を分析し、月64時間に設定します。
- ・ 3号認定の0歳児の量の見込みのうち、保育サービスを受けるために育児休業の取得期間を短くした人などについては、育児休業後における施設等の円滑な利用の確保を図るため、1・2歳児の量の見込みとして、調整を行います。

推計児童数

本計画上の推計児童数については、平成25年度からの尼崎市総合計画に掲載されている将来人口の推計方法を用いることとしました。一方で、策定時から一定の期間が経過していることから、まず、スタートとなる基準人口を直近のものに置き換えることとしました。その上で、総合計画における将来人口は、全年齢が対象で、5年毎の推計となっていたため、特に本計画上で重要となる、就学前児童数を年度毎により詳細に見込むため、出生率を一定補正して推計しています。

上記の方法で推計した、本計画期間中の児童数は以下のとおりとなっています。

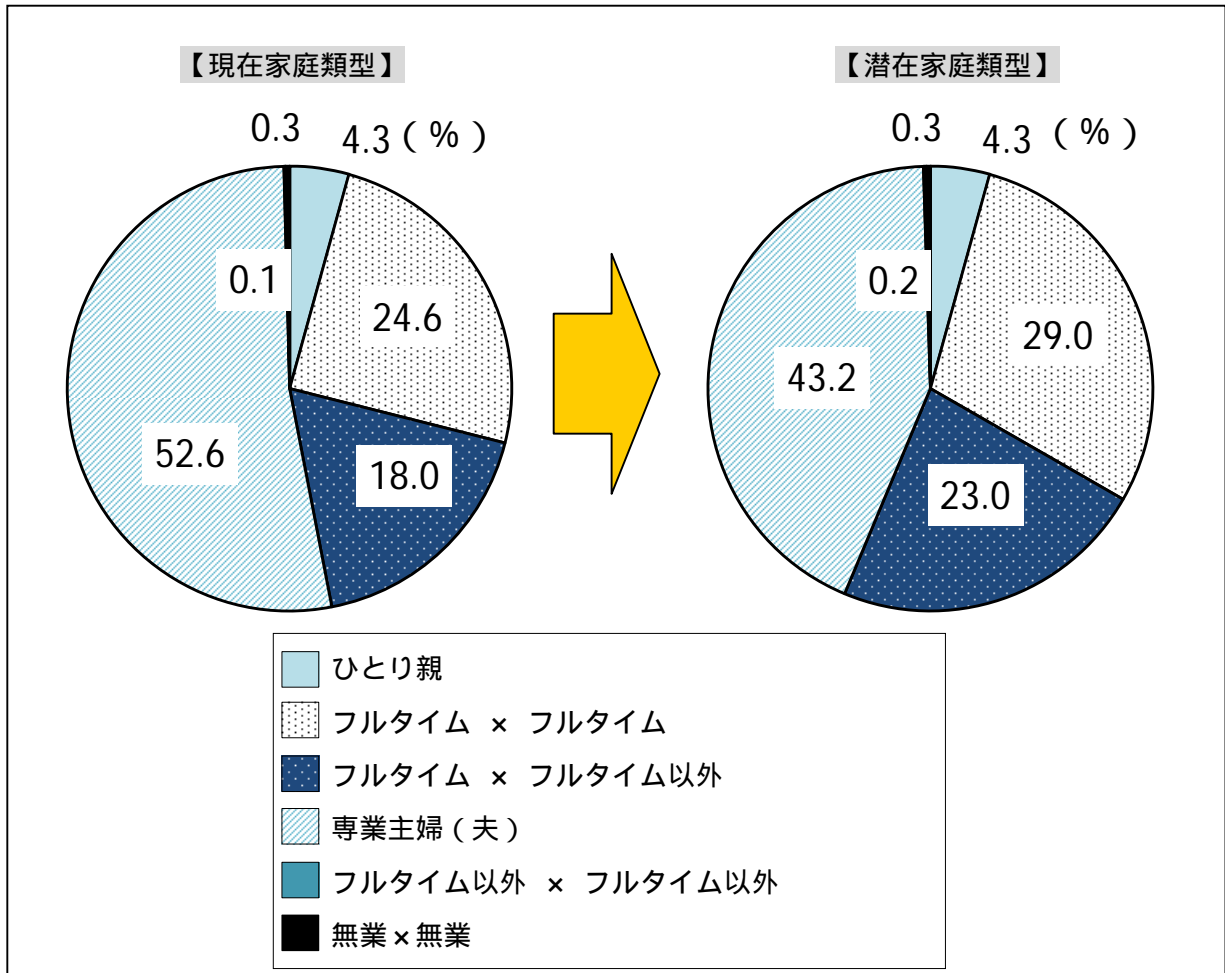
年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,850	3,758	3,652	3,559	3,471
1歳	3,816	3,745	3,632	3,529	3,440
2歳	3,508	3,713	3,644	3,510	3,410
3歳	3,580	3,412	3,612	3,545	3,392
4歳	3,598	3,483	3,320	3,514	3,448
5歳	3,551	3,500	3,388	3,229	3,419
6歳	3,430	3,477	3,405	3,297	3,142
7歳	3,605	3,358	3,404	3,313	3,207
8歳	3,501	3,530	3,288	3,333	3,223
9歳	3,349	3,428	3,456	3,220	3,264
10歳	3,426	3,279	3,356	3,384	3,153
11歳	3,428	3,414	3,210	3,286	3,313

就学前児童	21,903	21,611	21,248	20,886	20,580
小学生	20,739	20,486	20,119	19,833	19,302

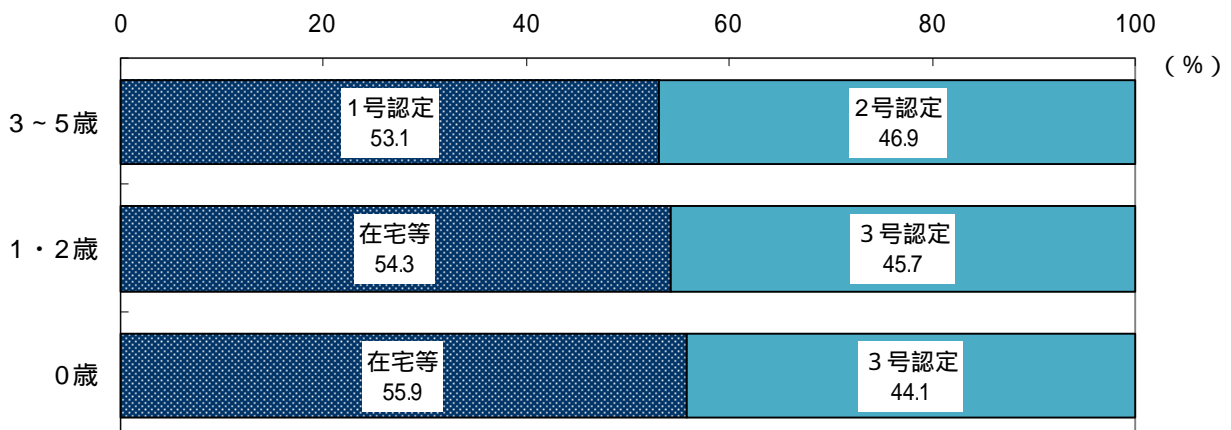
潜在家庭類型

まず、ニーズ調査の結果に基づき、保護者（父母）の就労状況や施設の利用状況等から現在の家庭類型を分類します。更に、分類された現在の家庭類型を基に、潜在的な就労希望（フルタイム以外の就労からフルタイム就労への転換を希望する場合や、無業の人が、すぐにでも、もしくは1年以内の就労を希望する場合）を勘案することで、潜在家庭類型を算出します。

【就学前児童の保護者の家庭類型（現在・潜在）】



【潜在家庭類型に基づく、年齢区分別認定号数の割合】



(2) 教育・保育提供区域別の量の見込みと確保方策

- 算定した量の見込みに対し、教育・保育提供区域ごとに確保方策を記載します。保育所・幼稚園の新制度に向けての対応については、右のような動きが考えられます。

	保育所		幼稚園		
新制度への移行	全てが新制度に移行		移行する		移行しない 私立幼稚園
施設の種類のまま	保育所のまま	認定こども園になる	幼稚園のまま	認定こども園になる	幼稚園のまま

既に認定こども園となっている施設については、原則として、新制度に参入することになります。

- そうしたことから、確保方策については、既存の保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等の新制度への移行希望を踏まえて、検討することとしました。

確保方策の表の見方

武庫地区	27年度					28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の利用希望	その他(保育)	1・2歳	0歳		1号	2号	3号	
量の見込み	1,389	248	755	616	140	1,345	241	731	622	137
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>	35%					35%				
2 確保方策	1,908	278	540	497	131	1,693	278	540	511	131
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	1,065	0	540	432	123	880	10	540	432	123
確認を受けない幼稚園	843	278				813	268			
特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)				65	8				79	8
不足 (- で不足が生じるもの)			-215	-119	-9			-191	-111	-6

2号認定では、要件を満たすものの、学校教育を希望する人とそれ以外の人をニーズを分けて算定し、記載しています。

3号認定では、0歳のニーズと1・2歳のニーズを分けて算定し、記載しています。

満3歳未満児のうち、どれぐらいの子どもが保育を必要としているかの割合。

量の見込みは、児童数推計やニーズ調査の結果に基づき算定した、必要な事業の見込み量を記載しています。

新制度に参入する幼稚園・保育所・認定こども園の受入数を記載しています。

新制度に参入しない幼稚園の受入数を記載しています。

新設予定の地域型保育事業の受入数を記載しています。

2号認定のうち、学校教育を希望する人は、幼稚園又は認定こども園の1号認定の受入で対応。既存施設分、新設施設分がともに含まれます。

保育所、認定こども園の受入で対応。既存施設分、新設施設分がともに含まれます。

1 認定区分について

保育の 必要性 子どもの 年齢	保育が必要	保育は不要
0～2歳	3号認定	—
3～5歳	2号認定	1号認定

計画上の、2号認定は、国の手引きに従い、要件を満たすものの、学校教育を希望する人と、それ以外の人のニーズを分けています。

2 確保方策の施設・事業の対応関係

認定区分	確保方策の欄で記載する施設・事業の種類
1号認定	◆特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
2号認定 (学校教育の 利用希望)	◆確認を受けない幼稚園 (施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す)
2号認定 (その他 (保育))	◆特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育等)

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希 望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希 望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希 望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
1,335	239	725	608	133	1,331	238	722	590	129	1,328	238	721	589	126
			35%					35%					35%	
1,693	278	729	655	158	1,693	278	729	655	158	1,693	278	729	655	158
880	10	729	576	150	880	10	729	576	150	880	10	729	576	150
813	268				813	268				813	268			
			79	8				79	8				79	8

確保方策の欄は、既存施設と、新制度施行後、新設となる施設等の受入数を合わせて記載しています。

不足の欄には、量の見込みに対して、確保方策が不足となる場合のみ、記載をしています。

全国的に保育ニーズが最大となる、平成 29 年度に量の見込みを達成することが求められています。

市全域

次ページ以降に記載する、各提供区域における量の見込みや確保方を合計したものです。

市全域		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		5,205	980	3,692	2,934	783	5,043	950	3,577	2,966	764
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>						33%					33%
確保方策		6,731	1,253	3,378	2,836	779	5,644	1,178	3,695	2,971	812
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	3,961	389	3,378	2,564	711	4,447	819	3,695	2,664	720
	確認を受けない幼稚園	2,770	864				1,197	359			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)</small>				272	68				307	92
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>				-314	-98	-4					



- 中央地区
- 小田地区
- 大庄地区
- 立花地区
- 武庫地区
- 園田地区

単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
5,006	943	3,551	2,892	742	4,991	940	3,540	2,802	723	4,977	937	3,530	2,726	706
		33%					33%					33%		
5,674	1,180	3,947	3,280	902	5,674	1,180	3,947	3,280	902	5,674	1,180	3,947	3,280	902
4,477	821	3,947	2,856	756	4,477	821	3,947	2,856	756	4,477	821	3,947	2,856	756
1,197	359				1,197	359				1,197	359			
			424	146				424	146				424	146

【確保方策の考え方】

教育・保育提供区域ごとに、量の見込みと、既存施設の定員及び新制度への移行に伴う定員の増（私立幼稚園の認定こども園化など）を踏まえた利用定員総数とを比較し、確保方策が不足している場合は、以下の方針に基づき、国庫補助制度などを活用して、更なる利用定員の増を図ります。

- ・ 3号認定のみに不足が生じている場合は、認可保育所・認定こども園の定員の増や小規模保育事業A型を中心とした地域型保育事業により確保
- ・ 2号認定（その他(保育)）の不足が生じている場合は、認可保育所・認定こども園の増設（定員の増を含む）により確保

基本的には上記のとおりですが、以下のような対応を図ることがあります。

- ・ 他区域との境界付近での保育の提供や、特定の地域で夜間保育などの特徴ある保育を実施する場合などを想定し、個別の区域だけにとらわれることなく、一定の考慮を行う場合があります。
- ・ 確保方策として新設の認可保育所の設置を計画している場合であっても、実際に待機児童がいるなど、いち早く対応し保育の提供を図ることが必要な場合があります。その際、新たな地域型保育事業の実施を検討する事業者がある場合には、その意向を確認するとともに、当該地区における保育の量の拡充に関する必要性も考慮する中で、確保方策について柔軟な対応を図ります。

中央地区

中央地区		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		403	69	352	273	35	391	67	340	276	34
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>						32%					32%
確保方策		632	125	422	367	61	454	107	482	391	64
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	250	0	422	346	58	295	55	482	370	61
	確認を受けない幼稚園	382	125				159	52			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)</small>				21	3				21	3
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>											



単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
388	67	338	269	33	386	66	337	261	32	385	66	335	254	31
32%			32%			32%			32%					
466	107	482	391	64	466	107	482	391	64	466	107	482	391	64
307	55	482	370	61	307	55	482	370	61	307	55	482	370	61
159	52				159	52				159	52			
			21	3				21	3				21	3

【確保方策の内容】 下記の定員の合計が確保方策の内容となっています。

- ・ 既存の幼稚園・保育所の定員
- ・ 認定こども園（私立幼稚園及び法人保育園の認定こども園化）の定員
- ・ 既存の私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）による受け入れ
- ・ 新設の小規模保育事業A型を中心とした地域型保育事業の定員(保育時間等特色ある保育内容を考慮)

認定区分	確保方策の欄に記載する施設・事業の種類
1号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
2号認定 (学校教育の 利用希望)	◆ 確認を受けない幼稚園 (施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す)
2号認定 (その他 (保育))	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆ 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育等)

小田地区

小田地区		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		1,156	278	543	563	126	1,121	270	527	570	122
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>						41%					41%
確保方策		1,230	369	657	528	133	1,149	357	697	539	133
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	836	239	657	465	117	1,092	338	697	495	117
	確認を受けない幼稚園	394	130				57	19			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)</small>				63	16				44	16
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>					-35					-31	



単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
1,114	267	524	556	119	1,109	266	522	539	116	1,106	265	520	523	114
			41%					42%					41%	
1,157	359	697	565	145	1,157	359	697	565	145	1,157	359	697	565	145
1,100	340	697	495	117	1,100	340	697	495	117	1,100	340	697	495	117
57	19				57	19				57	19			
			70	28				70	28				70	28

【確保方策の内容】 下記の定員の合計が確保方策の内容となっています。

- ・ 既存の幼稚園・保育所・認定こども園の定員
- ・ 認定こども園（私立幼稚園及び法人保育園の認定こども園化）の定員
- ・ 既存の私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）による受け入れ
- ・ 新設の小規模保育事業A型を中心とした地域型保育事業の定員

認定区分	確保方策の欄に記載する施設・事業の種類
1号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園 ◆ 確認を受けない幼稚園 （施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す）
2号認定 （学校教育の 利用希望）	
2号認定 （その他 （保育））	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆ 特定地域型保育事業 （小規模保育・家庭的保育等）

大庄地区

大庄地区		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		200	35	504	263	97	194	34	489	265	95
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>					30%					30%	
確保方策		430	60	490	303	97	310	60	490	303	97
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	250	0	490	303	97	310	60	490	303	97
	確認を受けない幼稚園	180	60				0	0			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)</small>				0	0				0	0
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>				-14							



単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
193	34	486	258	92	192	34	485	250	90	191	34	483	244	87
30%			30%			30%			30%					
310	60	490	303	97	310	60	490	303	97	310	60	490	303	97
310	60	490	303	97	310	60	490	303	97	310	60	490	303	97
0	0				0	0				0	0			
			0	0				0	0				0	0

【確保方策の内容】 下記の定員の合計が確保方策の内容となっています。

- ・ 既存の幼稚園・保育所の定員
- ・ 認定こども園（法人保育園の認定こども園化）の定員

認定区分	確保方策の欄に記載する施設・事業の種類
1号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
2号認定 (学校教育の 利用希望)	◆ 確認を受けない幼稚園 (施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す)
2号認定 (その他 (保育))	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆ 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育等)

立花地区

立花地区		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		1,200	246	734	602	217	1,163	236	710	609	212
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>						32%					32%
確保方策		1,383	263	660	627	161	1,153	236	767	687	179
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	1,005	150	660	556	137	1,055	216	767	590	143
	確認を受けない幼稚園	378	113				98	20			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)</small>				71	24				97	36
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>				-74		-56	-10				-33



単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
1,153	235	704	593	206	1,152	235	702	574	201	1,149	234	701	559	197
			32%					32%					32%	
1,163	236	767	752	209	1,163	236	767	752	209	1,163	236	767	752	209
1,065	216	767	590	143	1,065	216	767	590	143	1,065	216	767	590	143
98	20				98	20				98	20			
			162	66				162	66				162	66

【確保方策の内容】 下記の定員の合計が確保方策の内容となっています。

- ・ 既存の幼稚園・保育所・認定こども園の定員
- ・ 認定こども園（私立幼稚園及び法人保育園の認定こども園化）の定員
- ・ 既存の私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）による受け入れ
- ・ 新設の小規模保育事業A型を中心とした地域型保育事業の定員

認定区分	確保方策の欄に記載する施設・事業の種類
1号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
2号認定 〔学校教育の 利用希望〕	◆ 確認を受けない幼稚園 (施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す)
2号認定 〔その他 (保育)〕	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆ 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育等)

武庫地区

武庫地区		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		1,389	248	755	616	140	1,345	241	731	622	137
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>					35%					35%	
確保方策		1,908	278	540	497	131	1,693	278	540	511	131
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	1,065	0	540	432	123	880	10	540	432	123
	確認を受けない幼稚園	843	278				813	268			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)</small>				65	8				79	8
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>				-215	-119	-9			-191	-111	-6



単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
1,335	239	725	608	133	1,331	238	722	590	129	1,328	238	721	573	126
			35%					35%					35%	
1,693	278	729	655	158	1,693	278	729	655	158	1,693	278	729	655	158
880	10	729	576	150	880	10	729	576	150	880	10	729	576	150
813	268				813	268				813	268			
			79	8				79	8				79	8

【確保方策の内容】 下記の定員の合計が確保方策の内容となっています。

- ・ 既存の幼稚園・保育所・認定こども園の定員
- ・ 認定こども園（法人保育園の認定こども園化）の定員
- ・ 既存の私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）による受け入れ
- ・ 新設の認可保育所の定員
- ・ 新設の小規模保育事業A型を中心とした地域型保育事業の定員

認定区分	確保方策の欄に記載する施設・事業の種類
1号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
2号認定 〔学校教育の 利用希望〕	◆ 確認を受けない幼稚園 (施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す)
2号認定 〔その他 (保育)〕	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆ 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育等)

園田地区

園田地区		27年度					28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
量の見込み		857	104	804	617	168	829	102	780	624	164
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>						30%					30%
確保方策		1,148	158	609	514	196	885	140	719	540	208
内 訳	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>	555	0	609	462	179	815	140	719	474	179
	確認を受けない幼稚園	593	158				70	0			
	特定地域型保育事業 <small>(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)</small>				52	17				66	29
不足 <small>(- で不足が生じるもの)</small>				-195	-103				-61	-84	



単位：人

29年度					30年度					31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳		学校教育 の利用希望	その他 (保育)	1・2歳	0歳
823	101	774	608	159	821	101	772	588	155	818	100	770	573	151
30%			30%			30%			30%			30%		
885	140	782	614	229	885	140	782	614	229	885	140	782	614	229
815	140	782	522	188	815	140	782	522	188	815	140	782	522	188
70	0				70	0				70	0			
			92	41				92	41				92	41

【確保方策の内容】 下記の定員の合計が確保方策の内容となっています。

- ・ 既存の幼稚園・保育所・認定こども園の定員
- ・ 認定こども園（法人保育園の認定こども園化）の定員
- ・ 既存の私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）による受け入れ
- ・ 新設の認可保育所の定員
- ・ 新設の小規模保育事業A型を中心とした地域型保育事業の定員

認定区分	確保方策の欄で記載する施設・事業の種類
1号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
2号認定 （学校教育の 利用希望）	◆ 確認を受けない幼稚園 （施設型給付を受けず、私学助成等により運営する幼稚園を指す）
2号認定 （その他 保育）	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園
3号認定	◆ 特定教育・保育施設のうち、 施設型給付を受ける保育所・認定こども園 ◆ 特定地域型保育事業 （小規模保育・家庭的保育等）

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等

(1) 量の見込みの算出方法

- ・本計画策定のための基礎資料として実施した「尼崎市子ども・子育て支援事業計画策定に係る二
ーズ調査」の回答結果を使用します。
- ・国が示した標準的な算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況及び希望、施設・事業の
利用状況及び意向等から、市全域の量の見込みを算出します。

(2) 量の見込みと確保方策

放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後に遊びを通して生活指導等を行う場。

【量の見込みと確保方策】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	低学年	2,621	2,579	2,512	2,474	2,381
	高学年	580	576	570	563	554
	合計 (単位：人)	3,201	3,155	3,082	3,037	2,935
確保方策 (単位：人)		2,390	2,515	2,720	2,915	2,935
差(-)		-811	-640	-362	-122	0

【確保方策の内容】

- ・公立施設については、小学校の耐震化の計画や、財政状況等も勘案する中で、待
機児童の多いエリアを重点的に増設していきます。
- ・公立施設の増設だけでは、大幅な量の見込みの増加に対応できないことから、公
立施設とは別に、補助金による民間事業者の活用を行います。

総合的利用者支援事業

【事業内容】

・利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を実施。

・地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を実施。

【確保方策】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保方策 (単位：箇所)	1	1	3	3	3

当事業については、新規事業であり、国が量の見込みの算出方法を示していないため、確保方策のみを記載しています。

【確保方策の内容】

- ・市役所本庁において利用者支援のみを平成27年度から1箇所実施します。
- ・地域子育て支援拠点において、地域連携と併せた利用者支援について、平成29年度から2箇所の実施を目指します。

時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育を実施。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：人)	1,257	1,240	1,220	1,199	1,181
確保方策 (単位：人)	1,257	1,240	1,220	1,199	1,181
差（ - ）	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・時間外保育事業（延長保育事業）については、全ての保育所（公立・私立）で実施しており、引き続き取り組むことで、量の見込みを確保していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業内容】

保護者が、病気や、冠婚葬祭などの社会的な事由によって家庭での養育が困難になった場合に、子どもを児童養護施設などで養育。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：延べ日数)	209	206	203	199	196
確保方策 (単位：延べ日数)	209	206	203	199	196
差（ - ）	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・現在7箇所の施設（児童養護施設又は乳児院）で実施しており、引き続き取り組むことで、量の見込みを確保していきます。

地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

主に就学前の子どもとその保護者が、気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場を提供。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：延べ人数)	176,364	176,508	172,788	167,688	163,140
確保方策 (単位：箇所数)	11	11	11	11	11

【確保方策の内容】

- ・次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）において、地域の身近な場所に設置するため、本市のコンパクトな市域等を勘案し、11箇所を目標数として定め、拡大を進めてきました。
- ・本市における就学前の親子の居場所としては、当該事業に限らず、子育てサークルやまちの子育て広場、幼稚園・保育所における園庭開放など、様々な場所で実施されています。
- ・「量の見込み」については、これまで当該事業を利用されていない方のニーズが算出されているため、利用実績と比べると非常に高い数値となっています。
- ・本計画においては、機能強化による内容の充実や、利用者への周知を徹底し、利便性の向上を図ります。

- 1 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

幼稚園において、園児の保護者の希望により、在園児を夕方までや長期休暇中に保育を実施。

【量の見込みと確保方策】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	（1号認定）	5,304	5,139	5,102	5,086	5,072
	（2号認定）	237,861	230,456	228,793	228,084	227,441
	合計 （単位：延べ日数）	243,165	235,595	233,895	233,170	232,513
確保方策 （単位：延べ日数）		243,165	235,595	233,895	233,170	232,513
差（ - ）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・私立幼稚園では、預かり保育を実施しており、新制度施行後も、事業として引き続き実施いただき、量の見込みを確保していきます。

- 2 一時預かり（幼稚園型除く）

【事業内容】

保護者の病気やケガによる入院、育児の負担軽減のためのリフレッシュや保護者が週1～3日程度、断続的に働くときなどにより、保育所等の場所で一時的な保育を実施。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み（単位：延べ日数）		55,212	55,231	53,915	52,432	51,188
確 保 方 策	幼稚園型除く	54,212	54,231	52,915	51,432	50,188
	ファミリーサポ ートセンター	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計 （単位：延べ日数）	55,212	55,231	53,915	52,432	51,188
差（ - ）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- ・量の見込みに対しては、主に保育所での一時預かり（26箇所・定員：50,920人（延べ人数（年間））（平成26年4月1日現在））と地域子育て支援拠点での一時預かり（4箇所・定員：4,760人（延べ人数（年間））（平成26年4月1日現在））で確保していきます。

病児・病後児保育事業

【事業内容】

保護者の就労等の理由により、病気やその回復途中で、幼稚園、保育所（園）等での集団保育が難しい子どもを一時的に医療機関に併設された保育室で保育・看護を実施。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：延べ日数)	3,986	3,931	3,864	3,798	3,738
確保方策 (単位：延べ日数)	3,986	3,931	3,864	3,798	3,738
差 (-)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

・量の見込みに対しては、計画期間中に実施施設の1箇所増を図り、3箇所確保していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） 就学後のみ

【事業内容】

育児の援助を受けたい人と協力したい人がそれぞれ会員登録し、有償で託児や保育施設への送迎をするなどお互いに助け合うよう、コーディネートを実施。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：延べ日数)	2,583	2,549	2,499	2,463	2,391
確保方策 (単位：延べ日数)	2,583	2,549	2,499	2,463	2,391
差 (-)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

・量の見込みに対しては、ファミリーサポートセンター協力会員（平成26年4月1日現在427人）で確保していきます。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後2ヶ月頃の赤ちゃんがいる家庭を訪問員（保育士）が訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報を提供。

【量の見込みと確保方策】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：人)		3,889	3,779	3,683	3,592	3,517
確保方策	実施機関	健康増進課・保健センター				
	実施体制	本市訪問員（保育士：臨時的任用職員）による訪問				

養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

【実施内容】

子育てに対して不安や孤立感を感じる保護者が多い中、出産後間もない時期に支援が必要な家庭に専門員を継続的に派遣し、家庭での安定した養育が可能となるような支援を行う、「育児支援専門員派遣事業」を実施している。

要保護児童等に対する支援としては、「尼崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等の早期発見と適切な保護を図るための情報交換や支援検討などの取り組みを行っている。

また、児童虐待の未然防止に向けて、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、国の補助を活用しながら、児童虐待防止推進月間に合わせて啓発活動に取り組むほか、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を開催している。

【量の見込みと確保方策】

育児支援専門員派遣事業

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：人)		463	450	438	427	419
確保方策	実施機関	健康増進課・保健センター				
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問				

妊婦健康診査事業

【事業内容】

産科・婦人科等で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、市が認める健診内容に対して費用を助成。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (単位：人(回数))	7,940 (63,530)	7,722 (61,774)	7,514 (60,110)	7,327 (58,621)	7,166 (57,317)
確保方策	実施場所	委託医療機関(委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)			
	検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査(血液型・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIV・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTLV-1抗体)・子宮頸部細胞診・クラミジアトラコマチス核酸同定 ・後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査(貧血)・細菌培養同定検査 ・基本(S)健診：診察・検尿・超音波・血液検査(貧血・血糖) ・基本(A)健診：診察・検尿・超音波 ・基本(B)健診：診察・検尿 			
	実施時期	通年実施			

実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

家計の状況から生計が困難と考えられる世帯の支給認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成。

【実施方法等】

生活保護等の世帯を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所それぞれに共通する支給方法とそれに伴い生じる事務に関する調整が整った段階で、国の補助基準に基づき、実施する。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

【事業内容】

施設において特別な支援が必要な子どもを受け入れ、そのために職員の加配を行う場合に、職員の加配に必要な費用に対し、上限の範囲内で助成。

【実施方法等】

認定こども園を対象に、幼稚園(学校法人立)に対する私学助成や保育所に対する国の一般財源化前の障害児保育事業で対応できない部分について、必要に応じて、国の補助を活用する。

5 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供や

その推進体制の確保

本市では、平成21年度に「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、0歳から18歳までの子どもの育ちの基本理念等を既に定めています。

条例では、子どもは、生まれたときから学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれ、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へ成長していくとしています。

この全ての子どもの育成に関する基本理念を基に、就学前の教育・保育に重点を置いた考え方をまとめることが必要です。

また、教育・保育の一体的提供に関しては、認定こども園が平成19年度から制度化されていることです。

認定こども園の制度化の背景には、保護者の就労の有無で利用施設が限定されてしまうこと、少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化し、運営も非効率となる場合があること、さらには、保育所待機児童が多く存在する一方、幼稚園利用児童は減少していることなどといった課題がありました。

そうした課題に対応するため創設された認定こども園は、利用中に保護者の就労の状況が変わっても、使い慣れた園を継続して利用できることや、きょうだいと同じ施設を利用できることなどといった特長があり、全国的にも、また、本市においても、徐々に増えてきている状況です。

こうした状況等を踏まえ、本市では、以下の視点で考え、取組みを進めていくこととします。

(1) 就学前の教育・保育から小学校への円滑な接続

就学前の時期は、知的、感情的な面だけでなく、人との関わりにおいても、日々急速に成長する時期であることから、子どもがそれぞれの発達段階に応じた、豊かな経験を十分に体得しておくことが、将来にわたって充実した生活を送るうえで重要です。

また、子どもの発達には個人差があるものの、その順序性については概ね共通した過程が見られ、愛情豊かな大人とのかかわりや、子どもの体験や経験に支えられています。

小学校との連続性も重要とされていますが、就学前の教育・保育のゴールが小学校への入学ということではなく、その順序性を意識した取組みが非常に重要です。

小学校以降の学校教育は、教科学習が中心になりますが、子どもが就学前に遊びを通じた体験や経験の中で身に付けたことを土台に、学校生活や教科学習を通じて、さらに学びを積み重ねていくものと考えられます。

身体感覚を伴う多様な経験や「成し遂げた」といった満足感を積み重ねることで、好奇心、探究心、さらには、豊かな感性も養われます。また、失敗した経験からも我慢強さ、粘り強さ、さらには思考力も養われていきます。

つまり、子どもが大人へと成長していくに当たって、就学前に経験等によって身に付けていくことが非常に重要ということになります。

このことを、保護者を含めた、就学前・就学後の教育に関わるすべての方々が理解することが、まずは必要です。その上で、就学前、就学後の教育に関わる方々は、子どもの健やかな成長が図られるよう、適当な環境を与えて、子どもの発達の連続性を十分に意識した取組みを行うことが必要です。

そうしたことから、就学前の施設と小学校の職員間の交流や研修について、検討するとともに、公立保育所と市立幼稚園の共有のカリキュラムの作成にも取り組むこととします。

(2) 尼崎市の就学前の教育・保育において重視すること

家庭、幼稚園、保育所、あるいは認定こども園といった様々な主体が子どもと関わっており、保護者の中には、子育てに不安を感じている方が多いという中で、子どもに関わるすべての人が共有して取り組む、ひとつの考え方をまず、まとめることが重要です。

本市では、生涯にわたる人格形成の基礎となる就学前の時期において、重視する項目について、子どもの発達過程と、幼児期に関わる他者との関係において、子どもが身につけておくことよいと考えられることを以下の5つにまとめることとしました。

- 愛着の形成
- 情緒の安定
- 基本的な生活習慣の確立
- 様々な体験・経験の蓄積
- いろいろな人と関わる力の獲得

なお、この5項目はそれぞれが相互に関連しており、それぞれ切り離すことは難しいものであって、また、人によっては、それぞれの時期が前後することもあると考えられます。

また、これらの項目以外にも、重要な項目はあると考えられますし、個々の発達の状況によっては、これら以上に重要である項目がある場合も出てくると考えられます。

この5項目を盛り込みつつ、今後、就学前の教育・保育についての基本的な考え方をま

とめていくこととします。

(3) 就学前の教育・保育の推進に向けて

本市では、3歳になるまでの子どもの8割程度は家庭で育ちます。一方で、就労等を理由に保育施設を利用している家庭も2割程度あります。保育所は、家庭に代わって、子どもの養護と教育を一体的に行う施設として重要な役割を果たしています。

また、3歳以上になると、幼稚園や認定こども園を利用する家庭が増加し、本市の5歳児のほとんどはいずれかの施設を利用しているということです。

近年では、認定こども園の施設数は増え、利用する家庭も増えてきています。

保育所・幼稚園・認定こども園は、施設の目的や成り立ちは異なり、各施設において、様々な工夫がされているところですが、就学前の子どもが利用し、かつ、遊びを通じて教育・保育を行うという点においては、同じであり、それぞれの施設を卒園した子どもの多くが公立の小学校へ進学します。

こうしたことから、新制度においても、保育所、幼稚園、認定こども園それぞれの取り組みを活かしていくこととします。その際に、尼崎市の就学前に重視する5項目を共有することができるよう、周知や啓発に努めることとします。

また、国においては、保育所や幼稚園が認定こども園へ移行する場合に、原則認可、認定することとして配慮を行っているところです。

本市においても、認定こども園制度化の背景や利用者の利便性を考慮すれば、事業者の意向を優先し、認定こども園となることを選択した施設については、原則として認可していくこととします。

ただし、不足している2号認定や3号認定の定員の減少を伴うものは、制度の趣旨にも反すると考えられることから、適切に対応されるよう調整を図ることとします。

第 4 章

計画の推進

1 計画の推進に向けて

子ども・子育て支援新制度が目指すものは、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

こうした子ども・子育て支援の取組みを進めていくためには、家庭・地域・事業者・行政のそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせる必要があります。

まず、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に当たっては、既存の幼稚園、保育所の運営を行っている事業者の協力が不可欠であり、関係機関・団体等との連携をより深め、情報の共有を図りながら事業の推進・調整を行っていくこととします。

今後、認可保育所と同様に、2号及び3号認定の子どもが利用する認定こども園や地域型保育事業が増えることも予想される中、公定価格の内容や施設や事業の特性を踏まえつつ、既存の制度も含め、保育に必要な補助制度の対象範囲や内容について、改めて検討することとします。

次に、保育の量的な拡大を考えれば、本計画上の量の見込みにおいて、現状よりも利用者が増え、一定の施設整備が必要となるのは、2号及び3号認定にかかる施設や事業と放課後児童健全育成事業となっています。

放課後児童健全育成事業に関しては、これまで公設公営で実施をしてきましたが、対象年齢の拡大もあり、これまでの実施方法だけでなく、民間事業者にも協力いただきながら進めていくこととし、それに伴う、運営経費について助成していくこととします。

教育・保育の施設に関しては、各区域の状況等も踏まえることにはなりますが、こうした量の拡大に伴って、施設を整備する必要が生じる場合には、国や県の補助制度を活用する中で、市が事業者に対して補助等の支援を実施していきます。

さらに、保育士不足が課題となる中、現状であっても必要な保育が実施できないといったことも言われているところです。保育の量的な拡大を考えれば、その担い手の確保は非常に重要な課題です。さらに質を向上させていくための取組みも重要となることから、保育の担い手を確保するための施策や研修制度の充実等についても検討していくこととします。

地域の子育て支援の拡充については、これまでも様々な形で子育て支援の取組みを進めており、また、地域においても、子育てに関する自主的な活動が行われているところです。

新制度では、「利用者支援」が創設されており、利用者の希望を踏まえた適切な支援が、利用者にとって身近な場所で行えるよう、その担い手の育成にも努めていくこととします。

また、新制度は、全ての子どもと子育て家庭を対象とすることとされており、関連する諸制度との連携についても求められているところです。本市では、障害のある子どもを対象とする保育所等

訪問支援事業の実施をはじめ、専門知識の習得や必要に応じた関係部署との連携等に努めています。今後も引き続き、こうした連携等を行っていくこととします。

本計画の推進に向けては、上記のように取り組むとともに、引き続き、子育て支援の充実に向け、必要な予算の確保に努めていくこととします。

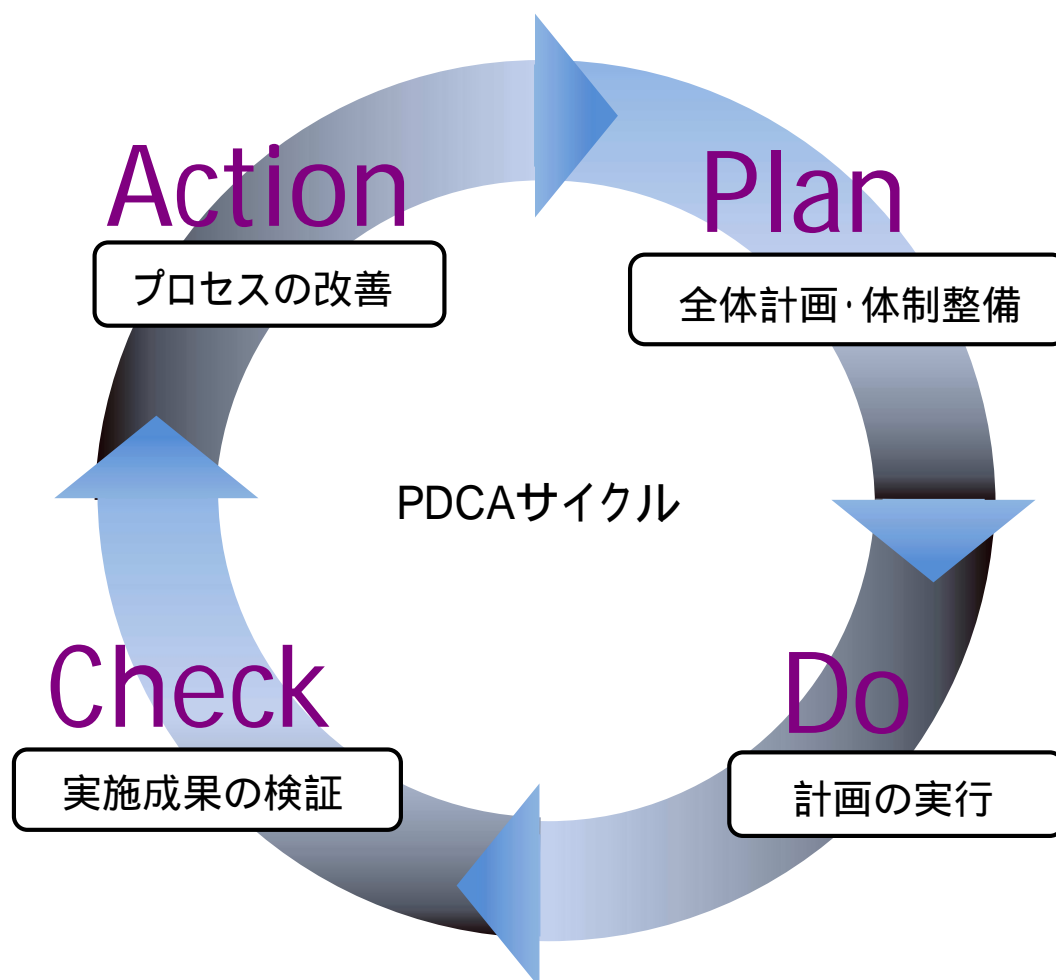
2 計画の進行管理

本計画は、まず、需給計画という位置づけから、計画目標値に対する、各年度の実績を把握し、その結果に基づき、次年度以降の対応を決定していく必要があります。

そうしたことから、進行管理の手法として、庁内体制と尼崎市子ども・子育て審議会が連携しつつ、計画上の数値に関して、毎年度点検・評価を行い、その結果を公表していくこととします。

なお、評価の段階で、本計画が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合等には、計画の見直しの必要性についても検討することとします。

なお、本計画は、尼崎市子どもの育ち支援条例に基づく推進計画の位置づけも有していることから、その評価に関しては、現在行っている、わいわいキッズプランあまがさきの評価の取組みとの整合性を図る中で進めていくこととします。



1 諮問



尼子育第400号

尼教幼第10001号

平成25年4月23日

諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会会長 様

尼崎市長 稲村 和美



尼崎市教育委員会

委員長 濱田 英世



子ども・子育て支援新制度について(諮問)

急速な少子化の進行や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量ともに不十分といった様々な課題に対応するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立いたしました。

市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度の実施主体としての役割を担い、現時点で予定されている平成27年4月の本格施行に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする様々な準備を進めることが求められております。

こうしたことから、本市の子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、次の項目について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、尼崎市子ども・子育て審議会に対し、諮問いたします。

- 1 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 尼崎市の就学前の子どもの教育・保育のあり方について
- 3 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について
- 4 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について

以 上

2 尼崎市子ども・子育て審議会

(1) 委員名簿

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者(児童福祉専攻)	加井 洋子 カキ ヲコ	神戸親和女子大学発達教育学部 児童教育学科教授	
2	学識経験者(児童福祉専攻)	小崎 恭弘 コザキ ヒロノブ	大阪教育大学教育学部准教授	
3	学識経験者(児童福祉専攻)	才村 純 サイムラ ジュン	関西学院大学人間福祉学部教授	
4	学識経験者(教育専攻)	瀧川 光治 タキガワ コウジ	大阪総合保育大学児童保育学部准教授	
5	学識経験者(児童福祉専攻)	田邊 泰美 タナベ テミ	園田学園女子大学短期大学部 幼児教育学科教授	
6	学識経験者(教育専攻)	西川 正晃 ニシカワ マサアキ	大垣女子短期大学幼児教育科教授	
7	特別委員(学識経験者)	関川 芳孝 セキガワ ヨシタカ	大阪府立大学人間社会学部教授	
8	特別委員(学識経験者)	橋本 好市 ハシモト コウイチ	神戸常盤大学教育学部教授	
9	特別委員(学識経験者)	橋本 真紀 ハシモト マキ	関西学院大学教育学部教授	
10	児童福祉又は学校教育の関係者 (小学校長)	梅林 栄作 ウメバヤ イサク	尼崎市立小学校長会生徒指導担当	
11	児童福祉又は学校教育の関係者 (主任児童委員)	小笠原 啓生 オガサハラ ケイセイ	尼崎市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会地区代表	平成26年1月 5日まで
12	児童福祉又は学校教育の関係者 (主任児童委員)	松村 まゆみ マツムラ マユミ	尼崎市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会地区代表	平成26年1月 6日から
13	児童福祉又は学校教育の関係者 (西宮こども家庭センター)	柏原 俊朗 カハラ トシロウ	兵庫県西宮こども家庭センター所長	平成26年4月 30日まで
14	児童福祉又は学校教育の関係者 (西宮こども家庭センター)	木下 浩昭 キノダ ヒロアキ	兵庫県西宮こども家庭センター所長	平成26年4月 30日から
15	児童福祉又は学校教育の関係者 (社会福祉協議会)	小谷 典子 コヤニ ノリコ	尼崎市社会福祉協議会理事	
16	児童福祉又は学校教育の関係者 (医師会)	杉原 加寿子 スギハラ カズコ	尼崎市医師会理事	
17	児童福祉又は学校教育の関係者 (中学校長)	橋立 治男 ハシダテ じゅうお	尼崎市立中学校長会 副会長	平成26年4月 30日まで
18	児童福祉又は学校教育の関係者 (中学校長)	徳田 尊嗣 トクダ タツグ	尼崎市立中学校長会 生徒指導担当	平成26年4月 30日から
19	児童福祉又は学校教育の関係者 (私立幼稚園代表)	濱名 浩 ハマナ ヒロシ	尼崎市私立幼稚園連合会副会長	
20	児童福祉又は学校教育の関係者 (私立保育園代表)	宮崎 敬子 ミヤザキ ケイコ	尼崎法人保育園会会長	
21	児童福祉又は学校教育の関係者 (PTA連合会)	村上 憲司 ムラカミ ノブ	尼崎市PTA連合会会長	
22	子ども及びその保護者を支援する団体 の代表者(子ども会代表)	齋藤 雅之 サイトウ マサユキ	尼崎市子ども会連絡協議会会長	平成26年4月 30日まで
23	子ども及びその保護者を支援する団体 の代表者(子ども会代表)	山田 実 ヤマダ ミル	尼崎市子ども会連絡協議会会長	平成26年4月 30日から
24	子ども及びその保護者を支援する団体 の代表者(子育てサークル実行委員会)	森本 由紀 モリモト ユキ	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長	
25	事業主又は労働者の代表者 (尼崎労働者福祉協議会)	川野 昌文 カノ マサミ	尼崎労働者福祉協議会事務局長	
26	事業主又は労働者の代表者 (尼崎経営者協会)	藤井 克祐 フジイ カクユウ	尼崎経営者協会専務理事	
27	市議会議員	波多 正文 ハタ ヒロフミ		平成25年6月 26日まで
28	市議会議員	福島 さとり フクシマ サトリ		平成25年6月 26日まで
29	市議会議員	真崎 一子 マサキ イチコ		平成25年6月 26日まで
30	市議会議員	弘中 信正 ヒロナカ ノブマサ		平成26年8月 4日まで
31	市議会議員	荒木 伸子 アラキ ノブコ		平成26年8月 6日から
32	市議会議員	川崎 敏美 カワサキ トシミ		平成25年8月 1日から
33	市議会議員	杉山 公克 スギヤマ トモシ		平成25年8月 1日から
34	市民の代表者	尾ノ上 直子 オノノ 直子	小学校通学児童の保護者	
35	市民の代表者	木田 智子 キダ トモコ	在宅就学前児童の保護者	
36	市民の代表者	鈴木 ゆり子 スズキ ユリコ	保育所通所児童の保護者	
37	市民の代表者	松崎 智子 マツザキ トモコ	幼稚園通園児童の保護者	

: 会長 : 副会長

(2) 事業計画策定部会委員名簿

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者（児童福祉専攻）	加井 ヨコ 勝木 洋子	神戸親和女子大学発達教育学部 児童教育学科教授	
2	学識経験者（教育専攻）	舩ガリ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学児童保育学部准教授	
3	特別委員（学識経験者）	ハシモト コウイチ 橋本 好市	神戸常盤大学教育学部教授	
4	特別委員（学識経験者）	ハシモト マキ 橋本 真紀	関西学院大学教育学部教授	
5	児童福祉又は学校教育の関係者 （私立幼稚園代表）	ハマナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会副会長	平成26年1月 7日から
6	児童福祉又は学校教育の関係者 （私立保育園代表）	ミヤザキ ヒロコ 宮崎 敬子	尼崎法人保育園会会長	平成26年1月 7日から
7	子ども及びその保護者を支援する団体の 代表者（子育てサークル実行委員会）	エリモト ユキ 森本 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長	平成26年1月 7日から
8	市民の代表者	キタ トモコ 木田 智子	在宅就学前児童の保護者	平成26年1月 7日から
9	市民の代表者	スズキ ユリコ 鈴木 ゆり子	保育所通所児童の保護者	平成26年1月 7日から
10	市民の代表者	マツザキ サトコ 松崎 智子	幼稚園通園児童の保護者	平成26年1月 7日から

：部会長 ：副部会長

(3) 審議経過

会議体名		開催日	主な内容等
子ども・子育て審議会	第1回	平成25年4月23日	(1) 会長及び副会長の選出等について (2) 諮問について (3) 部会の設置について (4) その他
	第2回	平成25年6月4日	(1) 部会の委員構成等について (2) 今後のスケジュール案について (3) 本市の現状等について (4) その他
	第3回	平成25年11月26日	(1) 国の子ども・子育て会議について(報告) (2) 尼崎市子ども・子育て審議会の各部会における調査審議内容について(報告) (3) 今後のスケジュールについて (4) 待機児童対策プログラムについて(報告) (5) その他
	第5回	平成26年4月30日	(1) 子ども・子育て支援新制度の作業スケジュールについて (2) 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について(最終答申案) (3) 事業計画における量の見込みの算出について (4) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)について (5) その他
	第8回	平成26年10月2日	(1) 尼崎市の就学前の子どもの教育・保育のあり方について(答申案) (2) 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について(中間答申案) (3) その他
	第9回	平成26年11月26日	(1) 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について(最終答申案) (2) 確認基準に係る条例について(報告) (3) その他

会議体名		開催日	主な内容等
事業計画策定部会	第1回	平成25年6月25日	(1)部会長による副部会長の指名 (2)部会での検討事項・スケジュール (3)ニーズ調査の設問設計等について (4)その他
	第2回	平成25年7月18日	(1)第1回事業計画策定部会における意見等について (2)調査票のレイアウトについて ・ビジュアルイメージについて ・設問の順序について (3)その他
	第3回	平成25年8月6日	(1)第2回事業計画策定部会における意見等について (2)調査票案について (3)その他
	第4回	平成25年11月12日	(1)今後の検討の流れについて (2)ニーズ調査集計結果の速報について (3)その他
	第5回	平成26年1月7日	(1)尼崎市子ども・子育て支援事業計画について (2)教育・保育提供区域について (3)その他
	第6回	平成26年2月13日	(1)教育・保育提供区域の設定について (2)量の見込みの算定方法等について (3)その他
	第7回	平成26年4月3日	(1)量の見込みの算出について (2)その他
	第8回	平成26年6月2日	(1)教育・保育の量の見込みについて (2)その他
	第9回	平成26年7月14日	(1)地域子ども・子育て支援事業の確保方策について (2)その他
	第10回	平成26年9月4日	(1)子ども・子育て支援事業計画に係る確保方策について (2)子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (3)その他
	第11回	平成26年9月25日	(1)尼崎市子ども・子育て支援事業計画(中間答申案)について (2)その他
	第12回	平成26年11月20日	(1)市民意見公募手続きの意見集約結果について (2)尼崎市子ども・子育て支援事業計画(最終答申案)について (3)その他

